

LIBRA

2016年 2月号

〈特集〉

業務の国際化と弁護士会の活動

〈インタビュー〉

ミュージシャン・作詞家・プロデューサー サエキけんぞうさん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2016年2月号

特集

02 業務の国際化と弁護士会の活動

- I 東京弁護士会全体として推進している活動
- II 国際委員会が主導している活動
- III おわりに～若手会員の声より～

インタビュー

14 ミュージシャン・作詞家・プロデューサー サエキけんぞう さん

ニュース&トピックス

- 18 ・2015年度 外国人支援団体との交流会
- ・2016年 東京弁護士会 新年式

連載等

- 22 常議員会報告(2015年度 第9回)
- 28 監事室から
 - ・予算と決算の乖離 吉村 誠
 - ・研修情報は時代の波に乗って 鹿野真美
- 29 最高裁判所見学会～広報委員会市民交流部会の活動紹介～ 小峯健介
- 30 秘密保護法 解説
 - 第19回 講演「特定秘密保護法と公安警察・公安検察」 酒田芳人
- 31 あっせん人列伝：第2回 草野芳郎会員
- 32 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
 - 第76回 女性弁護士に対する業務妨害 遠藤啓之
- 33 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
 - 第13回 大森夏織副会長インタビュー 芹澤真澄・坂野維子
- 34 近時の労働判例
 - 第37回 東京地裁平成26年11月26日判決(アメックス(休職期間満了)事件) 溝口竜介
- 36 刑弁でGO!
 - 第65回 「社会福祉士等との連携のための援助金制度」の利用 山田恵太
- 38 via moderna
 - 第61回 地方の若手弁護士に聞く
～拡大版！熊本県弁護士会協同組合青年部会 編～ 藤実正太
- 40 わたしの修習時代：楽しかった修習時代 56期 清水靖博
- 41 67期リレーエッセイ：なぎなた弁護士の道 山下洋美
- 42 心に残る映画：『許されざる者』 岡田隆司
- 43 コーヒーブレイク
 - 弁護士のための英会話講座を受けた理由と今後も受けた理由 小寺悠介
- 44 同好会通信：vol.1 棋友会 囲碁との出会いと楽しみ 水津正臣
- 46 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 48 68期 新入会員 名簿
- 56 会長声明
- 59 インフォメーション

業務の国際化と 弁護士会の活動

当会は、弁護士業務の国際化に伴い、中小企業の国際進出支援を開始し、また「国際的な子の奪取に関する民事上の側面に関する条約」（以下「ハーグ条約」という）の締結を受けてハーグ案件に対応するための協議会を設置するなどの対応を行っている。また、当会は、国際委員会が窓口となり、国際法曹団体や外国の弁護士会との交流を継続的に行い、国際レベルにおける当会のプレゼンスを高めるとともに、東京で共同セミナーやレセプションを開催するなどの方法により、当会会員に外国弁護士との交流や外国法に関する情報を得る機会を提供している。さらに国際委員会では、外国法その他国際的法律実務についての調査研究も行っている。

国際委員会では、これまでも各イベントに際して適宜本誌にて報告を行っているが、本稿では当会の国際的な活動について改めて取りまとめる。以下、各活動に積極的に関与している委員より個別に報告する。今後、会員の皆様が国際的な活動により関心を持っていただく契機となれば幸いである。

国際委員会委員長 石黒 美幸 (43 期)

CONTENTS

- I 東京弁護士会全体として推進している活動
 - 1 中小企業の国際進出支援
 - 2 ハーグ条約
- II 国際委員会が主導している活動
 - 1 世界大都市弁護士会会議の活動
 - 2 友好協定関係
 - ・シカゴ
 - ・香港
 - ・パリ
 - 3 国際法曹協会 (IBA)
 - 4 世界弁護士連合会 (UIA)
 - 5 ABS (Alternative Business Structures) 等、新たな課題への取り組み
- III おわりに～若手会員の声より～

編集：国際委員会副委員長 樋口 一磨 (56 期)

I 東京弁護士会全体として 推進している活動



1 中小企業の国際進出支援

国際委員会委員 関口 智弘 (49期)

当会では、いわゆる金融円滑化法の期限経過後における中小企業への再生支援が喫緊の課題であること、及び、日本の企業数の大半を占め、経済成長の原動力を担う中小企業への継続的かつ専門的な法的支援が社会的に大きな要請となっていること等を踏まえ、2013年7月、中小企業に対する支援活動を行うために、「中小企業法律支援センター」（以下「本センター」という）を設置することとなった。本センターの設置を目的として、中小企業法律支援センター協議会（以下「センター協議会」という）が設置された際には、中小企業の幅広い法務ニーズに対応するため、当会内の各種専門委員会や法律研究部からも広くセンター協議会の委員を募り、国際委員会からも2名の委員がセンター協議会委員として派遣された。

本センターにおいては、中小企業の相談者からの相談窓口として本センター専用の受付電話を設け、「コンシェルジュ」と呼ばれる当会会員が電話対応を行った後、相談内容を踏まえた上で該当する専門分野に精通する弁護士に案件を委嘱し、当該弁護士に法律相談を担当させるといった仕組みにより、中小企業支援を実施することを主眼とした。そこでセンター協議会では、各専門分野について委嘱可能な専門家について、各専門委員会ないし法律研究部から推薦を受けることとし、国際委員会においても海外展開・国際取引に関する専門家名簿を作成し、センター協議会への推薦を行った。

2014年2月、本センターが発足し、上記の仕組みによる当会の中小企業への法的支援が開始された。

国際委員会から推薦された会員は、適宜「コンシェルジュ」から配点された国際関連の案件について中小企業の法律相談に従事し、場合によっては本センター所定の条件に従って案件を受任するなどの法的支援を行っている。2015年度においては、本センターの要請により、国際委員会の推薦による委員3名が本センター委員として派遣されている。

また、本センターでは、中小企業支援に積極的に取り組む弁護士を養成するための講座として、2015年度より「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」を実施しており、世代を問わず、広く当会会員による中小企業支援の能力向上に貢献しているところ、当該養成講座の一環として、国際委員会の委員3名が、中小企業の海外展開に関する研修講座を実施する予定となっている（2016年2月実施予定）。

国際委員会では、上記のような動きを通じて、中小企業の国際進出支援にも活動の幅を広げており、今後もこうした取り組みを継続していく予定である。

2 ハーグ条約

国際委員会委員 今里 恵子 (40期)

世界的に人の移動や国際結婚が増加したことにより、1970年代ころから、一方の親による子の連れ去りや監護権をめぐる国際裁判管轄の問題を解決する必要があるという認識が高まり、1976年、国際私法の統一を目的とするハーグ国際私法会議はこの問題を検討することを決定し、1980年10月にハーグ条約を採択し、同条約は1983年12月に発効した。

日本は、2011年5月にハーグ条約締結に向けた準備を進めることを閣議で了解し、返還申請等の担当

窓口となる「中央当局」は外務省が担うとの方針のもと、法務省及び外務省において、当事者や専門家等の様々な声を踏まえつつ、実施法案が作成され、2013年5月にハーグ条約の締結が承認された。

当会では、ハーグ条約事案（子の返還に関する事件及び子との面会その他の交流事件）に対応する弁護士紹介制度を整備した上で、当該弁護士のリストを作成し、当会紛争解決センターが運営する実施法に基づくあっせん事業（ADR）について、紛争解決センター運営委員会その他の委員会と連携して必要な制度的検討を行うために、2013年2月、ハーグ条約関連制度検討協議会（以下「ハーグ協議会」という）を設置した。

国際委員会は、ハーグ協議会に参加するべき2名の委員の選任を求められたことを受け、国際私法学者であり、かつハーグ国際私法会議日本政府代表を務めた経験のある当委員会の早川吉尚副委員長と当職が選任され、ハーグ協議会に参加することとなった。また、ハーグ協議会設置要綱においては、対応弁護士紹介制度の担当窓口、取扱事務、対応弁護士リスト掲載の要件等の確定につき、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会と協議して検討を進めるとされていたため、東京三会協議会も設置された。さらに、日弁連においても弁護士紹介制度を実施するためのワーキンググループが設置され、加えて東京家庭裁判所と東京三会との協議会も開催されることとなった。

このように、ハーグ案件は制度上、弁護士の関与が事実上不可欠とされ、海外在住者が外務省の援助により国内に所在する相手方に対して日本の家庭裁判所ないし外務省の委託する弁護士会ADR手続を利用することになるため、予想される条約締結、実施法成立、施行日程を睨みながら、関係各機関が協議

をしながら施行日までに制度運営の基盤を作っていくという珍しい例となった。

冒頭に述べたとおり、日本はかなりの期間に亘りハーグ条約への加盟に消極的であり、条約締結により、諸外国の家族法制度と日本の家族法に基づく慣行が摩擦を産むのではないかと懸念が高かったため、慎重な協議を必要とする争点も多く、施行日までには非常に頻繁に会議が催された。実施法施行後、かなりの数のハーグ案件の処理が進んだ半面、子の福祉のためにより適切な紛争解決制度があるのではないかという課題も残されている。

当職は、ハーグ条約の知識が全くないままハーグ協議会に参加することになったが、2015年には、元ドイツ家庭裁判所裁判官等による日豪二国間調停研修に参加し、また、ローエイシア・シドニー大会において日弁連ワーキンググループを代表してハーグ条約実施1年目の日本の経験とADRについて報告をさせていただくなど、ハーグ協議会参加を通じて思いがけず国際家族法、ADRの勉強をさせていただくことができた。委員会活動は忙しい中で時間を取られる面もあるが、参加すれば得られるものも大きいと実感している。



ハーグ条約に関するセミナーの様子

II 国際委員会が 主導している活動



1 世界大都市弁護士会会議の活動

国際委員会委員 中野 竹司 (59期)

(1) WCBL の概要

世界大都市弁護士会会議 (World City Bar Leaders Conference ; 略称 WCBL) は、大都市の弁護士会が抱える諸問題を共有することを目的として創設され、2000年にニューヨーク・ロンドン・パリ・東京の4弁護士会が発起人となって設立された。

WCBLは、第1回がニューヨークで開催されて以降、パリ、上海、シカゴ、ロンドン、東京、モントリオール、フランクフルト、フィラデルフィアと今まで9回にわたって開催されてきた。当会は毎回メンバーを複数派遣し WCBL に積極的に参加してきた。

(2) WCBL の様子

実際の WCBL での様子であるが、一番最近のフィラデルフィア大会を例に見てみる。同大会は、2014年9月11日から13日まで3日間にわたり、フィラデルフィア弁護士会が主催して、フィラデルフィア市内の3会場で開催され、世界の大都市の17の弁護士会から会長または次期会長を中心とした各都市の代表が集まった。

会議では、「裁判所と弁護士の倫理と懲戒」「安全保障とプライバシー」「バーンズ財団の法的歴史」「インターナショナル・ディスカバリー」「大災害への取り組み」「司法へのアクセス」「法律ビジネス」の7セッションが行われ活発な意見交換がなされた。

例えば、「大災害への取り組み」では、大統領顧問として2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件や英BP社によるメキシコ湾海洋汚染などの被害者救済ファンド創設に尽力した著名弁護士 Kenneth

R. Feinberg氏が登壇し、このようなファンド創設を訴訟社会米国での「訴訟回避の必要性」の中で位置付けたのに対し、当委員会の山原英治副委員長は福島第一原発損害賠償問題を中心に、東日本大震災以降の過去3年間、「迅速な被害者救済」を目的として当会及び当会会員ら日本の弁護士が諸活動を行い原賠ADR制度創設・運用に貢献してきたことを説明し、さらに復興への課題や近時の訴訟状況などについて、被害者相談の実体験を交え様々な角度から報告を行った。セッションでは Feinberg氏と山原副委員長が意見交換を行うなど、大災害発生時の弁護士会の活動について世界各国の大都市における弁護士の貢献についての知見を知るとともに、当会の活動を世界に発信することができた。

この WCBL フィラデルフィア大会の様子や、配布資料はホームページ (<http://www.worldcitybars2014.com/>) で公開されている。

(3) WCBL を通じた国際交流の促進

WCBL を通じた活動によって、当会の国際交流は大きく促進されてきた。

例えば、2007年にシカゴ弁護士会、2010年にパリ弁護士会そして2012年に香港大律師公會及び香港律師會と友好協定を締結している。これらは、いずれも WCBL に定期的に参加してきた大都市弁護士会であり、WCBL を通じて信頼関係が醸成されてきたという側面は大きい。

また、2014年10月に国際法曹協会 (IBA) 東京大会が開かれた機会に、当会主催で、IBA 東京大会に出席した WCBL 関係者を招待してランチミーティングを開催し、世界各地の大都市弁護士会会長や幹部と当会理事者が交流を深めるなど、大盛況を収めた。



WCBLの様子

このように、WCBLを通じて培ったネットワークは、当会の国際交流の主要な基盤となっている。

(4) 今後の課題

WCBLは概ね3日間のセッションと前日のレセプションが標準的なスケジュールとなっており、移動も含めると1週間の日程確保が求められ、プレゼンテーションの準備も必要となる。また、参加する委員は十〜数十万円程度の自己負担が避けられない現状となっている。このように、派遣される委員の相当な負担の上に成り立っている活動であるため、今後、活動を継続的に実施していくための体制の整備が課題である。また、WCBLでの成果をどのように会員に還元していくかという点についても引き続き検討が必要である。

2 友好協定関係

上記のように、当会はシカゴ弁護士会、パリ弁護士会並びに香港大律師公會及び香港律師會と友好協定を締結しており、それらの弁護士会との交流実績を報告する。なお、当会は、今後も適切と考える外国の弁護士会と積極的に友好的な関係を構築していくことを志向している。

■シカゴ

国際委員会委員 田中 優子 (56期)
富松 宏之 (64期)
三坂 和也 (64期)
光野 真純 (66期)
保田 志穂 (66期)

当会は、2007年にシカゴ弁護士会（CBA）と友好協定を締結した後、2008年にシカゴを訪れ、CBAヤングロイヤーズセクション（YLS）の活動を視察するなどして交流を深めているところ、直近では2015年4月16日から17日にかけて、友好協定の強化及びCBAが法曹向けに実施する継続的法曹教育制度（CLE：Continuing Legal Education）の視察を目的としCBAを訪問するとともに、当会との共催セミナーを開催したので、改めて紹介する。

2015年のシカゴ訪問団には、当会若手弁護士5名（本稿担当者）が含まれ、2008年に初めて持たれたYLSとの旧交を温めた。当会の若手弁護士とYLSとの間の交流は、当会・CBA間の未来の良好な関係の礎をなすものであり、今後もこのような機会が定期的に持たれることが重要であると思われる。

共催セミナーのメインテーマは、調停やADR等の手法・技術・システムにおける日米（特に東京・シカゴ）の比較であった。詳細な内容は、本誌2015年7月号に掲載されているので、ここではその概要を紹介することとした。

当委員会の樋口一磨副委員長から「3.11東日本大震災における日本のADR」が紹介され、当該ADRの特徴が説明されるとともに、ADRを担う人材が不足していること、東電が和解案に合意せず紛争が解決しないケースがあるなど問題点も指摘された。

また、当委員会の早川吉尚副委員長からは、「日本のADRの現状」として、裁判所主導の調停と弁護士会主導のADRが存在し、裁判所の調停の中でも訴訟に近い従来のタイプと当事者らのカウンセリング機能をもつ新しいタイプとに分別されることが報告された。

加えて、当委員会の今里恵子委員からは、日本においては、裁判所が設営し、あらゆる民事紛争を対



CBA との共催セミナーの様子

象とした、全国一律の手続の、債務名義を得ることのできる「司法的ADR」としての調停があり、裁判官と原則2人の調停委員による調停は歴史的に広く国民に受け入れられており、諸外国に例をみないものであるという説明等がされた。

このほか、CBAのTimothy Tomasik氏からは「9.11テロリズムに関するADR」、元裁判官であるHon. James Henry氏からは「Mediations in Chicago」と題する講演がなされ、日本で業務を行う者にとって得がたい情報を分かり易く説明していただいた。

さらに、CBAの開催するCLEプログラム“Pitfalls in International Contracts”に同席させていただく機会も得た。

共催セミナー後はCBAにてレセプションが開催され、シカゴ訪問団が改めて温かく迎え入れられた。CBA会員の層の厚さと人懐こい中西部気質に触れた。

さらに当会若手弁護士らは、YLSより、ランチョンやディナーに招待された。ランチョンではYLS会長Paul Ochmanek氏をはじめとする執行部と互いに交流を深めるとともに、双方の弁護士会の若手弁護士の活動やロースクール制度について意見交換し、またディナーにおいては若手弁護士が日頃考えていることや本音も聞くことができた。制度や文化の違いを知ること、自らの置かれている世界が全体のうち僅かな一部分であることを再認識し、視野が広がるとともに、他国の弁護士と意見交換をすることで、国際社会の中での弁護士の有り様について再考する契機ともなるものであり、非常に意義深いものであった。

■香港

国際委員会委員 山口 雄 (58期)

香港は、中国に位置しつつも、その歴史的経緯か

らイギリスの伝統を汲むコモンロー系の法域である(一国二制度)。このため、香港の弁護士会には、バリスター(法廷弁護士)の弁護士会である香港大律師公會(香港バー・アソシエーション。HKBA)と、ソリシター(事務弁護士)の弁護士会である香港律師會(香港ロー・ソサイエティ。LSHK)という2つの団体が存在する。

香港はかねてより官民をあげて日本との交流の拡大を希望しており、特にLSHKは積極的な意向を示していたが、当時はいずれの日本の弁護士会とも友好協定がない状況であった。このような状況にも後押しされ、2012年に当会との友好協定締結が実現した。その際、LSHKだけでなく、平生は国際的な社交の場にあまり顔を見せないHKBAとも協定を締結することができたのは大きな成果であった。

その後、香港との交流は日本全体で見ても着実な発展を続けているが(2014年に大阪弁護士会も友好協定を締結。近年、日本弁護士連合会も法律年度開始式典(後述)に参加し、さらには若手弁護士インターンシップを開始)、これらに先駆ける形となった当会は、香港交流の道を拓いたパイオニアと言えるかもしれない。

香港では、毎年1月に法律年度開始式典(オープニングセレモニー・オブ・リーガルイヤー。OLY)が挙行され、終審法院首席裁判官や両弁護士会会長・主席らによるスピーチ等が行われる。また、プレジデント・ラウンドテーブルという、世界各地の弁護士会等の要職者による意見交換会も併催され、国際会議ないし外交フォーラムの機能も有している。OLYに毎年招待を受けている当会は、副会長ないし国際委員会正副委員長以下の代表団が参加して現地で友好関係を深めるとともに、近年では、香港側とのパイ会合(二国間会合)も設定して、実務的な協力関係



プレジデント・ラウンドテーブルの様子

まで深めている。加えて、LSHKは各種の国際会議等においても積極的に朝食会等を企画しており、当会も招待を受け、定期的な交流を行っている。

また、2014年のIBA東京大会の際のように、香港側が来日する場合には、当会も表敬訪問とバイ会合の機会を設定し、儀礼と実務の両面から対応している。

その他、情報面での交流も積極的に行っている。例えば2012年の友好協定締結時には記念セミナー（テーマは「国際ビジネス紛争の解決フォーラムとしての香港」及び「中国への進出拠点としての香港」）を東京で開催しており、好評を博した。今後も法律セミナーを共催するなどして、広く当会会員への情報提供にも努めて行く予定である。

■パリ

国際委員会副委員長 山原 英治 (44 期)

同委員 廣瀬 元康 (58 期)

当会は2010年にフランスのパリ弁護士会と友好協定を締結している。その交流の一環として、パリ弁護士会が毎年恒例で開催するイベントへの参加がある。2014年12月に開催された同イベントの状況を報告する。

このイベントは「熱狂の一週間」(folle semaine)と呼ばれ、当会からは、副会長(当時)の栗林勉委員のほか、当委員会から山原英治副委員長及び廣瀬元康委員が出席した。

初日には、パリ商事裁判所とパリ弁護士会が他の有志団体の支援を受けて共催するParis Place de droit 2014(日本語に訳すると「2014年パリ法律の広場」)というイベントが行われた。2014年の題目は「商事における司法的正義と真実発見」であり、フラ

ンス破毀院(最高裁に相当する機関)の前判事や憲法裁判所判事も交えてラウンドテーブルで議論が行われた。

これに続き、Université d'Hiver du Barreau de Paris(日本語に訳すると「パリ弁護士会における冬の大学」)というセミナーが開かれた。題目は法律問題にとどまらず多岐にわたり、参加者の幅は広く、法曹のみでなく政治家、ジャーナリスト、作家、哲学者、起業家、芸術家、研究者も含まれていた。

その締めとして、パリ弁護士会が世界各国の弁護士会を招聘して新年式(以下に詳述する)を開催し、これに当委員会の委員も参加する運びになったものである。

イベントの最後には、シテ島にあるパリ裁判所合同庁舎(Palais de Justice)にてLe Val du Bâtonnierと呼ばれる立食のカクテルパーティが開かれ、廣瀬委員が参加した。荘厳な歴史的建造物である裁判所合同庁舎の中で、一見したところ近代風のディスコやクラブのように青白い照明に包まれて音楽等が奏でられる会場は、日本の法曹界では想像し難い格調とフランス独特の美意識が融合したものにも思われた。

この「熱狂の一週間」の中で最も中心的な位置づけを占めるのが、Rentrée Solennelle du Barreau de Paris(日本語に直訳すれば、「パリ弁護士会における公式の新年度開始式典」)であるが、以下単に「新年式」というという行事であり、パリ市内(カルチュ・ラタン付近)にあるメゾン・ドゥ・ミュチュエリテ(Maison de Mutualité)の大講堂にて行われた。

この新年式のコンセプトは、パリ弁護士会の会長・副会長をはじめとするフランス実務法曹を代表する者らが、フランスで民事・刑事分野の法案作成や司法

関係の公共政策の監督を担う司法省（Ministère de Justice）の幹部らに対して、フランスの法律や司法制度に関連して実務の最前線で生じる問題意識を表明するとともに、弁護士会の日々の活動についても行政の理解を求めた上で、これに対して司法省幹部らが答弁や意見交換をして議論を行うというものである。

この新年式において、現在のフランス法曹界が抱える課題としてパリ弁護士会長のPierre-Olivier Sur氏が司法省幹部らに対して提起した主な問題は、以下のとおりである。

まず、フランスにおける企業内弁護士の導入の是非については、最も多くの時間が割かれた。フランスでは、弁護士が金儲けに関与すること勿かれという考え方が伝統的に根強く、従業員として営利企業に従属する企業内弁護士については否定的・謙抑的な見解が趨勢である。現に、パリ弁護士会は企業内弁護士としての弁護士登録を受理せず、法律事務所勤務する弁護士が企業の法務部に就職する場合には、弁護士登録を抹消しなければならない。フランスにおける企業内弁護士への規制については、諸外国の影響を受けて若干緩和の方向に議論がなされている側面もないわけではないが、弁護士会と司法省のいずれも、（特に訴訟代理の局面で）弁護士の職権の独立性や守秘義務、利益相反等の観点から容易にはこれを是認し難いという批判的な論を展開した。

そして、日本でも同様の議論がみられることと思われるが、司法研修所（École de Formation du Barreau）における法曹教育のあり方（とりわけ法曹業務の国際化と裁判外紛争解決制度の導入等）、パリ（首都圏）とその他の地方における法曹業務の性質・量の格差のほか、弁護士の秘匿特権の保護についても議論がなされた。

これらに加え、弁護士間でのプロボノ活動への積極性の格差、刑事司法と人権をめぐる問題、集団訴訟を促進するためのITシステムの構築、弁護士の復代理制度と手続合理化等が話題に上った。

その他、新年式では、著名な法曹人であった物故者に対する悼辞や、自国における法曹制度の改善を訴えるトルコ弁護士の演説等も行われた。

当委員会はテロ直後で緊迫する2015年12月にも新年式に渡辺彰敏副会長、山原副委員長の2人を代表としてパリに送った。

今後も当会会員がこの新年式に積極的に参加することを契機にパリ弁護士会と公私の交流をさらに深めることができれば幸いである。また、弁護士自治を独自の方法で堅持しているパリ弁護士会がフランスの司法制度や社会環境に与えた影響やその教訓は、当会が日本の法曹界で果たす役割との関係でも大いに参考になるものであり、当会会員も適時にそのフィードバックを受けるに値するようにも思われる。

3 国際法曹協会(IBA)

国際委員会委員 平澤 真 (61期)

東京弁護士会は、2003年から、International Bar Association（国際法曹協会；略称IBA）のBar Association Member（弁護士会会員）として活動しており、海外弁護士会との友好関係を築くとともに、会員の国際業務の支援等に役立ててきた。

IBAは、1947年に設立された世界最大の法曹団体であり、現在では、55,000人を超える個人会員（弁護士会員）と190以上の弁護士会会員を擁している。その活動は、ヨーロッパや北米のみならず、全ての大



IBA 年次大会オープニング

陸に及んでおり、ロンドン（英国）、ソウル（韓国）、サンパウロ（ブラジル）、ワシントンDC（米国）、ハーグ（オランダ）に活動拠点を有している。

IBAは、世界各国の弁護士会間における情報交換の促進、法曹の独立及び権力による介入を受けずに弁護士が活動する権利の支援、人権擁護活動を行うことなどを目的としており、業務分野ごとに設けられた委員会（Legal Practice Division；略称LPD）及び人権問題、プロボノ活動、法の支配など、公共性を有する課題を取り扱う委員会（Public and Professional Interest Division；略称PPID）による活動を通じて、個人会員に対する各種情報・サービスの提供、弁護士会活動の支援などを行っている。

IBAは、毎年、約40の国際会議を主催しているが、その中でも最大規模を誇る国際会議が年1回開催される年次大会である。2014年には、東京で年次大会が開催され、その運営を担当したホストコミティーには、当会の会員も多く名を連ねた。また、当会では、IBAが主催する各種イベントの広報活動を支援し、それまでIBA活動に縁がなかった会員に対して、年次大会への積極的な参加を呼びかけ、結果的に、多くの会員がIBA東京大会に参加することになった。年次大会の開催地は、毎年別の都市に移動しており、2015年は、オーストリアのウィーンで年次大会が開催され、世界各国から約6000名が参加し、6日間の国際会議期間を通じて、約200のセッションが開催された。

当会では、毎年、年次大会に理事者や当委員会委員を派遣し、海外弁護士会が年次大会期間中に主催する朝食会等の各種イベントに参加したり、海外弁護士会との会合を開くなどして、海外弁護士会の役員や派遣団との間で信頼関係を構築するとともに、弁護士会が抱える課題やその克服方法について情報

共有したり、会員の継続教育のあり方について意見交換するなどして、弁護士会活動及び会員に対するサービスの向上に役立ててきた。

今後、企業活動のグローバル化などに伴い、会員の国際業務の重要性がますます増加していくと考えられ、また、弁護士会としても、法曹の独立を維持し、人権擁護活動において、責任ある役割を果たしていくためには、当会としても、引き続き、会員のIBA活動を支援するとともに、積極的に理事者や委員をIBAの国際会議に派遣することで、海外の弁護士会との連携を強めることはもとより、各国の弁護士や弁護士会が抱える国際的な課題に対して、当会の見解や立場を発信していくことが求められているのではないと思われる。

4 世界弁護士連合会(UIA)

国際委員会委員 廣瀬 元康 (58期)

国際法曹団体であるUnion Internationale des Avocats（世界弁護士連合会；略称UIA）は、IBAと並んで、世界100ヶ国以上の弁護士が社交を通じて法的な知見や経験を共有しあう有志の団体で、本拠地をフランス・パリにおく。日本ではこれまで会員数が比較的少なかったが、当会は2015年度からUIAの団体会員として加盟し、2014年度より2年連続で当会と共催して東京における国際法務セミナーを行っている。いずれも、コンプライアンス法務を中心とした分野に造詣の深い海外の弁護士と日本の実務家がそれぞれ一定のテーマについて自国法の視点からそれぞれ発表を行い、国内外の法制度のみならず、これを取り巻く社会的環境まで掘り下げて対比・議論



UIA との共催セミナーの様子

を行う内容であった。UIAにおける日本のプレゼンスは着々と向上しており、日本でのイベントには欧米のみでなくアフリカ等の遠い外国からの参加者も増えている。

2015年7月6日に開催されたセミナーのテーマは、「ビジネスパートナーによる腐敗行為を防止するための仕組みについて」、「事故、違法行為等の企業不祥事が発生した場合のリスク軽減策について」、「危機的状況下における企業の財産保護について」、「企業不祥事の際のメディア対応について」というものであり、UIAに所属し、上記分野に造詣の深い外国人スピーカーのほか、関連分野で豊富な実務経験を積んだ当会会員らが登壇した。

いずれのパネルにおいても、日本、中国、米国、欧州を跨ぐ比較法的な観点からの検討が行われた。すなわち、グローバルな事業環境において国を越えて生じうる企業の不祥事対応の場面では、所変われば品変わるとはよく言ったもので、自国の常識が他国で起きた問題の処理には通用しない場面もあるということである。当然のことであるが、国が異なれば、法令や裁判制度が異なる以上、同じ不祥事に対して企業が負う法的責任の有無や程度が異なる。他方で、そのような「法」の問題にとどまらず、むしろマスコミ等の社会的圧力を当事者となった企業側がどうコントロールするかが「法」以上に重大な影響を生じ、ひいては「法」に基づく訴訟等の帰趨も左右するという点でもある。

セミナー後には、2015年度も2014年度に引き続き、会場付近のレストランで立食形式の懇親会が開かれ、そこでは講演者も含めて国内外の弁護士が歓談・交流する場が設けられた。

また、UIAでは毎年秋に世界各地で年次大会を行っており、2015年度は10月28日から11月1日にかけ

て、スペインのバレンシアにて第59回年次大会が開催された。この年次大会では、法分野ごとの各分科会が世界各国の弁護士を集めて各国法の発表・討論を行うほか、その国の文化・特色を活かした会食、エクスカージョン、スポーツ大会その他各種の社交行事が行われている。弁護士であれば誰でも気軽に参加することのできるオープンな行事である。当会からも、2014年度（イタリアのフィレンツェにて開催）に引き続き、複数の会員が年次大会にスピーカーとして登壇している。

今後とも、日本の法曹界とUIAが国内外のイベントを通して活発に交流し、日本の法律家が海外の法文化や実務動向に関する知見を積極的に共有するのみでなく、複数国に跨る問題を抱える依頼者のために行う日々の実務においても、我が国の法曹が海外の同業者とのスムーズな協働を通じて質の高いサービスを提供できるための足掛かりになれば幸いである。

5 ABS (Alternative Business Structures) 等、新たな課題への取り組み

国際委員会委員 伊藤 理 (44 期)

当委員会の活動には、外国法事務弁護士及び外国弁護士の制度についての調査研究、外国法曹資格者等の本邦における活動状況の調査及び対策に関する事項、外国法その他国際的法律実務についての調査研究なども含まれ（国際委員会規則第2条）、日弁連における検討状況なども注視しつつ、国際的な側面を有する弁護士制度や法律実務に関する重要な新たな課題について研究・検討を行っている。そのひとつが、2015年度の夏期合同研究の分科会でも取り

上げた「ABS (Alternative Business Structures)」に関する検討であるので、一例として紹介する。

ABSとは、弁護士ではない個人や事業体が所有・経営に参加する法律事務所の形態である。近年、英国をはじめとするいくつかの国で、法律事務に関する業務に直接関わらない非弁護士も経営参加や出資をすることが認められるようになり、非弁護士が事務所経営のトップ（CEO）を務める法律事務所やプライベート・エクイティ・ファンドが出資する法律事務所、さらには株式会社の形態をとり証券市場に株式を上場する法律事務所が豪州及び英国で出現している。わが国の外国法事務弁護士制度との関係では、このような法律事務所に所属する外国弁護士がわが国において外国法事務弁護士として活動することを認めることに問題がないのかを検討する必要性が生じている。ABS形式の法律事務所については、非弁護士との報酬分配の禁止や依頼者紹介の対価の授受の禁止などに触れる可能性があるのみならず、依頼者の利益より出資者の利益の追求を優先させることにならないか、依頼者との利益相反の問題が生じるのではないかといった問題がある。他方、英国においてABSが導入された狙いは、リーガルサービスの提供における競争、

イノベーション及び多様化の促進によるリーガルサービスの利用者の利便性の向上・司法へのアクセスの向上にあるとされ、その実態のさらなる研究も要請されるところである。外国法事務弁護士としての受け入れに関する審査対応については、日弁連（外国弁護士及び国際法律業務委員会）とも意見交換をしていく予定である。

ABSへの対応のほか、日本の弁護士と外国法事務弁護士ではない国外の外国弁護士との提携（いわゆるインターナショナル・パートナーシップ）が認められるかという問題（日本の弁護士・法律事務所の海外進出を促進するうえで重要な検討課題となっている）や、弁護士と外国法事務弁護士を社員とする法人制度（外国法共同事業の法人化）の導入の是非、外国法事務弁護士の資格承認に要する本国での職務経験期間の短縮の是非（現在は、3年間の職務経験要件のうち最低2年間は日本国外での職務経験が必要とされているところ、本国の資格取得から間もなく来日し、日本で経験を積み、日本で業務を続けたいと望む外国弁護士が増えている）など、日本経済のグローバル化の進展に伴い、研究・検討すべき国際的な法律実務に関わる課題も増加している。



ABSをテーマにした夏期合同研究の様子

III おわりに ～若手会員の声より～



国際委員会委員 三坂 和也 (64期)

上記のとおり、当会は国際委員会を窓口として多くの海外の弁護士会と交流を行っている。私は大変幸運なことに、国際委員会の訪問団のメンバーとして、2015年1月に香港、2015年4月にシカゴへ訪問する機会を与えていただいた。

香港では、香港律師會 (LSHK) から香港法律年度開始式典に招待していただき、香港の裁判官や弁護士の方々、さらには、東南アジアやオーストラリア、ヨーロッパ等の弁護士の方々と、お互いの弁護士業界についての情報交換を行うことができた。

シカゴでは、当会からスピーカー3名に加え、若手・中堅弁護士5名が訪問し、シカゴの若手・中堅弁護士と交流も持つことができた。

海外の若手弁護士との意見交換の中で、当会の若手弁護士のメンバーと意見が一致していた点は、「弁護士会を通じてもっと各国の弁護士同士の交流や共同セミナーの機会を持つことができれば良い」ということであった。現在でも、法律事務所間では、各国の弁護士間の交流や業務提携が活発に行われていることと思うが、海外とのコネクションがない事務所が海外の弁護士と交流を持つきっかけを得ることはなかなか難しいのが実情と思われる。私は、現在企業にて国際案件を担当しており、海外の弁護士と接する機会があるものの、以前は一般民事事件を中心に扱う事務所に所属していたため、海外の弁護士とのコネクションを作ることは非常に難しい状況であった。このような場合でも、会員が、所属している弁護士会を通じて海外の弁護士とコネクションを持つ機会を得ることができれば、扱うことができる業務の幅を広げることができるように思う。日本がハーグ条約に加盟したことなどからも、今後は企業法務のみなら

ず、一般民事事件においても日本の弁護士が海外の弁護士とのコネクションを持つことは必須であると感じる。

そのためにも、当会が海外の弁護士会との友好関係の構築と強化を継続して行っていくこと、会員に対して海外の弁護士との交流の機会を提供していくことが重要であり、さらに、多くの若手弁護士が海外の弁護士との国際的なネットワーク作りに参加して行く必要があると考える。

私は、弁護士登録直後は委員会活動になかなか参加できなかったが、国際案件の需要の増加から、弁護士会としての国際的なネットワーク作りの必要性を感じ、国際委員会の活動を積極的に行うようになった。委員会活動は無償ではあるが、普段の弁護士業務では得られない多くの経験を得ることができ、個人としても非常に大きな収穫を得ている。今後も、多くの会員の方々が海外の弁護士、法曹団体とのコネクションを持つことができるよう、海外の法曹団体との友好協定の維持・強化、共同セミナーの企画・開催等に努めていきたいと考えている。また、会員の方々においては、国際委員会が中心となって提供するそのような貴重な機会に、是非とも積極的にご参加いただければ幸いである。



CBA ヤングロイヤーズセクションとの集合写真

INTERVIEW：インタビュー



ミュージシャン・作詞家・プロデューサー

サエキけんぞうさん

今回は、歯科医師の免許を持ちながら作詞家・音楽プロデューサー・ミュージシャン等いくつかの顔を持つサエキけんぞうさんです。ご自身の経歴やロックその他の音楽や著作権に関わる問題について、掘り下げてお話しいただき、個人的にも大変勉強になりました。

(聞き手・構成：高橋 辰三，西川 達也)

—— インタビューに当たり、ご著書『ロックとメディア社会』を読ませていただきました。小さい頃からロックに傾倒しており、ディスクユニオンに出入りをしていたそうですね。

そうですね。そんな小学生でした。

—— 当時、同級生や周りの大人から見て、そのような少年はどのように見られていたのでしょうか。

当時は、釣りやアマチュア無線など、1つの趣味に没頭する子供が結構いましたから、外からはよく分からない世界に没頭している子供の1人という風に見られていたと思います。当時通っていた教会に、学生運動をしているお兄さんとか、ローリング・ストーンズのレコードを貸してくれる人がいましたね。ゴーゴー喫茶に出入りしている人もいて、当時の若者の人間関係の在り方や、1960年代特有の政治的・風俗的な流れも直に感じることができました。

—— ローリング・ストーンズという名前が出てきましたが、ロックミュージックを好きになるきっかけとなったバンドやミュージシャンはいますか。

ビートルズとローリング・ストーンズですね。ただ不良性を意識させるという意味では、ローリング・ストーンズの影響は大きい。見るからに悪い感じがするし、「ジャンピン・ジャック・フラッシュ」という曲のビデオクリップで度肝を抜かれました。実物を持ってきます。(サエキ氏レコードを探しに行き中断)

—— 面白いインタビューになりそうです。

これが当時出ていたローリング・ストーンズの『あなたが選んだゴールデンアルバム』。ローリング・ストーンズのアルバムで最初買ったもので、今では手に入らないようなタイトルです。人気投票で選ばれた曲が入っているレコードです。

—— これは当時買ったものですか。

そうです。当時最初買ったシングルはこれです。ジャケットの怖さに、ビートルズとは違う、他者を威嚇する感じに強く惹かれましたね。

—— 一番衝撃を受けたのは、やはり「ジャンピン・ジャック・フラッシュ」ですか。

そうですね。このシングル盤は2番目に買ったものですが、黒人音楽を白人が黒人よりかっこよくこなしていることに衝撃を受けました。一生通じて聴けるもの、そして一生通じて思想に影響を与えるようなものに早くから出会えたことで、その後の私の人生が決定づけられましたね。

—— ミュージシャンになろうと意識をしたのはいつごろでしょうか。

今までミュージシャンになろうと意識したことはないですね。僕はそういう意味ではミュージシャンではなく作詞家です。

高校時代の仲間とニューウェーブムーブメントに関わる中で、アルバムを出すことになったのですが、その間も歯医者になるべく歯科大学を目指していました。そして、そのまま大学を卒業したら、今度はパール兄弟でデビューするチャンスがめぐってきたのです。

音楽業界って波があって、ある種のムーブメントの中でデビューできるときはできるものです。チャンスは向こうの方からやってくるので、巡ってきたチャンスなりきっかけなりに、つじつまを合わせて、お金もそれに合わせてもらえるようになる、というのが正しい流れなのだと最近気づきました。

—— 作詞を始めた経緯は？

自分のバンドであるハルメンズでデビューしてから、日本歌謡曲シーンで重要な役割を担ったディレクターであるビクターレコードの田村さんが、僕に声をかけてくれて、伊藤つかさ、小泉今日子、うしろ髪ひかれ隊、その他アイドルの詞を書くことができるようになりました。

—— ムーンライダーズの「9月の海はクラゲの海」の詞が特に好きです。

ムーンライダーズは、ハルメンズのプロデュースが鈴木慶一さんだったことがきっかけです。ハルメンズ活動中に「マニア・マニエラ」の詞を発注されました。作詞は、大学在学中から行っていました。当時はまだファクシミリがあるかないかという時代で、完成した詞を手紙で送ったり、電話で送ったりしていました。

—— 作詞の際のストーリーやイメージについて、どのように着想を得ていますか。

今、NHKの『サエキけんぞうの素晴らしき80's』というラジオ番組で、1980年代の歌謡曲を中心に紹介していますが、流行歌というのは職業作家が、その時代の男女関係を面白おかしく書くことがフォーマットになっているのです。

ですが、例えば山口百恵の「イミテーション・ゴールド」は大好きな曲ですが一方で、シャワーの後で髪をかきあげてアンニュイそうに恋をニセモノかどうか考える男女関係って、いったいどこにあったのかという疑問が、昔も今も僕の中にあるんです。僕が書きたかったのはシュールな言葉使いをしながらも、身の回り、あるいは本当の意味で世の中で起こっていることについての詞なんです。

だからアイドルについても、その点を譲ることができなくて、ニューウェーブというカテゴリーの中に自分を落とし込みつつも、自分の詞については本当の世の中、あるいは若者が心理的に体験している状況をどう描くかという気持ちで書いていました。だから、僕が書く詞は流行歌とは違うと思ったし、逆に言うとそんなに立ち位置が変わらずに今までできているので、古い曲も皆さん変わらず聴いてくれています。

—— 歯科医師の免許も取得されていますが、歯科医師の道と迷われませんでしたか。

やりながら迷っていました。しかし、作詞の仕事は、間違いなく替えが利かなくて、僕の代わりに誰か他の作詞家にやらせるとなると、全く意味が違ってくるわけです。

—— ロックやポップ音楽の評論について多くのご著書を出されていますね。最近の音楽をめぐる状況について感じていることは？

近年で驚いたのはクールジャパンです。まさか歌謡曲やロックじゃなくて、アニソンが海外に普及して、しかも日本語で歌われているようなシーンに出くわすことになるとは思いませんでした。こういった、まるで思いもしなかったような、完全に常識を覆すようなことが起こっているわけです。

他に、著作権についての考え方が変わってきているような状況も起こっていますね。

—— 著作権の考え方が変わってきているとは？

例えばサンプリングについて。少し前にデザイナーのコピー問題が起きましたが、サンプリングということについて、産業レベルで最初に考えたのは音楽業界です。1980年代後半にAKAIという会社から優秀なサンプラーが発売されて、早速使われ始めました。

これは弁護士の方向けの雑誌だからお話ししておきますが、実はそのころものすごく大きい国際的な訴訟が起こったのです。原告、被告とも伏せますが、誰もが知る有名なバンドが日本のバンドを相手に訴訟して、公表されないまま巨額の賠償金が支払われたという事件がありました。これは弁護士の方々もご存じないでしょうね。秘密に伏されていますが、次世代のバンドのためにも、そういった事件があったことについては知っておいた方がいいと思います。

皆さんが知っている有名な事件としては、ジョージ・ベンソンの曲をサンプリングした『DA.YO.NE』という曲に関するものがあります。原曲のピアノ奏者が来日して、偶々空港から乗ったタクシーでその曲が流れていて、自分のピアノが鳴ったと思ったら、次の瞬間に原曲とは全く違う先ほどの曲名のフレーズが流れたというものです。

——情報収集がしやすく、一般の人も楽曲を作れる現代では今後どういう流れがあると思いますか。

『ロックとメディア社会』で指摘したのは、ロックなり歌謡曲なりというものが、経済活動として消滅しかねないということです。その過程の中に起こったことが、まさに今のサンプリング問題です。主にアメリカでは、実は1993年からサンプルしたものを循環させるブレイクビーツというものが、ポップスづくりの基本になっていました。そういう手法で作られたものが、ヒットチャートの8割ぐらいを占めるような時代が、1994～1995年にやってきたのです。そうすると、ブレイクビーツは著作権上認められるかどうかということが問題になります。

ところが最終的にどうなるかという、1997年頃にアメリカでサンプリングに関する訴訟が頻発して、いわゆる使用許可音源以外で使うと、著作権侵害ということになりました。この結果を受けて、1997年ぐらいからアメリカのヒップホップは、サンプルから打ち込みに変化していきました。突如として音楽の傾向が変わっていったわけです。

——なぜサンプルから打ち込みへ変化していったのですか。

今までと同じようにサンプリングをしていると著作権侵害になるわけですね。だからヒップホップではサンプリングを行った上に打ち込みを乗せたり、音を抜いたりしています。そうすると、サンプリングした音源のリズム感覚を得ながらも、法的に問題のない音楽が作れます。1996～1998年に音楽はこのような方向性に変わります。

法律によって、音楽そのものの作られ方が変化したのです。だから、芸術と法律の関係、そしてそれによって推移していく音楽の作られ方は、これからの未来を考える上で重要です。僕自身は、サンプルの循環であるブレイクビーツは2000年代後半には飽きられると予想していましたが、意外と飽きられずにポップスの本質の1つみたいになってきましたね。

その一方で何が起こったかというと、肉体のつくる音楽、つまりバンド演奏がものすごく上手くなった。

——上手くなるというと？

クリックというリズムボックスにバンド全員が合わせた演奏が行われるようになって、異様に上手くなったのです。一糸乱れぬ演奏というか。

しかし、上手くなった一方で、生演奏がつまらなくなってしまった。これも全く予想できなかった。つまらなくなっていったのは、若い世代の演奏ですね。若い世代は行儀がよく、よく学習をする世代だから一生懸命リズムボックスに合わせた演奏ができるようになるのですが、その結果、人間味がなくなって演奏がつまらなくなったのです。

僕が今予測していることは、面白い演奏とは何かということについて追求し続けている人の音楽が、面白くなっていくということです。そういう意味では、昔から同じことを続けている名演奏家が、神格化されていっています。ローリング・ストーンズとか、ボブ・ディランがうけている理由もそういったところからです。

——ポール・マッカートニーもですか。

ポールもそうですね。10年毎ぐらいに進化を遂げていますが、実は今お話した歴史と密接な関係があります。『マッカートニー II』(80年)でテクノのデジタルサウンドを実験的に取り入れて、そうしたリズムを10年弱こなしきった上で生音に回帰した『フラワーズ・イン・ザ・ダート』(89年)を発表してツアーを再開しました。

そして、余り知られていませんが『ドライヴィング・レイン』(2001年)ではブレイクビーツに合わせた演奏を取り入れています。これが2000年代の活躍につながっています。ポールは、身をもってすべての時代の実験をしてきていて、まだまだ発展を続けていますね。

——セルジュ・ゲンズブールやクロード・フランソワなど、フランスのアーティストの紹介をされていますが、フランス文化への思いはどのようなものなのですか。

私の「スシ頭の男」というソロ・アルバムが2003年にフランスでも発売されたのですが、『リベラシオン』を筆頭に、有力雑誌がこぞって大絶賛してくれました。それで、フランスでライブができるという面白い展開になりました。すごくうれしかったですね。それまで8～9年間、ゲンズブールの曲を楽しむイベントをはじめ、

ゲンズブールを愛でる活動をしてきましたが、そういった活動が実って、こちら側からフランス本国にフィードバックすることができるようになったわけです。

ゲンズブールという人物は面白く、ある種デヴィッド・ボウイやビートルズ、ミック・ジャガーのようなカリスマなんだけど、英米のロック・スターとは全く異なる個性です。ゲンズブールはロックは不得意なんですね。ゲンズブールは、ジャズ、ラテン、アフリカ音楽、レゲエ、ヒップホップに至るまで、どちらかといえば有色人種寄りのコスモポリタンの曲が多いのですが、それらを長年分析的に聴き続けていくことにより、ロックでは得られない広い視座を得られました。つまり、第三世界への足掛かりを、ゲンズブールから得られたのです。

ゲンズブール好きは皆ゲンズブールをまねて、「どうだ、カッコいいだろう!」というカリスマをまねるプライドを持っています。ちょっと石原裕次郎に似てますね。で、真似てるうちにフランス人らしい独特のカッコいい視点で、第三世界にも造詣が深くなる。ミック・ジャガーやポールからは得られないような知識が得られる。そんなヒーローについていくことでロック方面では特別なプライドも得られました。

—— 著書で、ロックには本質的に反抗というメッセージがあると書かれています。近時、国会前で若者たちがデモ活動をしています文化的側面で感じられることはありましたか。

そうですね、僕は1960年代末の学生運動を子供の視線でリアルタイムに見てきました。緊張感とバイオレンスな感じがあり、権力というものの実体が明らかになっていました。直接的な形では機動隊の姿ですね。

一方で、今のSEALDsなどの国会前のデモに対しては、権力側の実体はまだ出てきてないのですよ。権力側は本当の歯をむいていない。なぜか。それを今やると、世論が本当の意味で硬直化してしまうからできないのだという考え方もできますし、まだまだ若者に本当の意味での権力の本性というものを知らせなくていい、ジワジワ真綿で締めつけて、動きがとれなくなったところで、目に物をいわせてやる、という考えがある気がします。

今後、権力側がどのように出てくるのか分かりませんが、僕としては言いようのない怖さはあります。

—— 80年代にパール兄弟で一世を風靡されて、その後もミュージシャン、プロデューサー、評論家として、常にその

時代の第一線で活躍されていますが、活躍されるために心掛けていることはありますか。

自分の好奇心を追求し続けてきたということだけです。結局、僕の興味は、時代によって変化する人間集団の在り方、そしてその在り方によって変化する集団の思想に興味収斂されていくんです。

そういう意味で大きかったのは、小学校4年生のときのグループサウンズとロック。次に大きかったのは、はっぴいえんど。そして飛んで、ハルメンズというものを始めるきっかけである、パンク、ニューウェーブです。

次に、実は渋谷系に影響を受けていないということですね。そのころ自分は既に影響を与える側にいたので、一足飛びで秋葉原の方に向かったんですよ。秋葉原は暴力的なおいはしないけど、明らかにうごめいている何かがあった。メイドカフェができたところ名古屋と秋葉原でかなり通って、その中でディアステージという秋葉原のメイドカフェに出会い、でんぱ組.incの名付け親になるところまでいきました。

今は、「YouTube」によって著作権の巨大な破壊が起こってしまったんですけども、破壊によってとんでもないことが起きるときって、歴史的な大きなシステムが暴かれるチャンスなんでしょうね。以前にもサイケデリックというものが分解していったときに、やはりすごく音楽業界の歴史が動いていったんですよ。結果的にはそれで音楽業界のみならず、若者の立ち振る舞い、風俗自体がそこで変わってしまった。

—— 最後に弁護士に対するメッセージをお願いします。

皆さん公正に生きていけば大丈夫というふうにしかなってないんですけど、世の中というのは時にものすごく荒っぽい動きをします。いつ災難が降りかかってくるか分からない。その荒っぽい動きというのは、確実に悪が多いので、自分が正しいか正しくないかではなくて、そうした動きに対しては法というものが意味を持ってくるし、その運用で弁護士さんには頑張っていたきたいなというふうに思っています。

プロフィール さえき・けんぞう

ハルメンズとしてデビューし、パール兄弟のボーカリストとして活動する一方、作詞家として数々のアーティストに詞を提供、文筆活動、音楽イベントの主催、アイドルのプロデュースなど多方面で活躍している。

2015年度 外国人支援団体との交流会

外国人の権利に関する委員会

委員 大川秀史 (50 期)

研修員 角 有利 (67 期) 石部 尚 (67 期) 早乙女朋宏 (67 期) 文 景令 (67 期)

1 全体講演会「外国人女性や子どものシェルター保護活動」(角有利研修員)

心地よく晴れた2015年12月7日、外国人の権利に関する委員会では、「外国人支援団体との交流会」を開催した。今年度は90名近くの方々にお集まりいただき、会場はほぼ満席となった。

まず、初めに開かれた全体会では、特定非営利活動法人「女性の家サーラー」理事の新倉久乃氏が、「外国人女性や子どものシェルター保護活動」について講演した。在日外国人女性は、外国人であること及び女性であるという二重の意味でマイナリティーの立場に置かれることが多く、支援の手も届きにくい分野である。言葉や文化が異なり、子どもを抱えた外国人女性は、日本で夫によるDV被害に遭ってもどこへ、どのように逃げてよいかも分からない状態となっている。そのような外国人女性に対して、サーラーの家では7か国語による相談、自立支援を行っており、他には類をみない支援活動をしている。相談者は、フィリピン、タイ、中国が最も多く、続いて中南米となっている。

実際にDV被害に遭っている女性の救助については、現在の被害状態から救うことが第一の目標であり、そのためにサーラーではシェルターを用意している。第二の目標としては、長期的視野に立って、女性や子どもが自立できるようになるまで支援を継続することが必要である。しかし、DV被害に遭う女性の中には、日本語のみならず母国語でさえも読み書きが不自由な方も多く、夫との離婚調停、裁判を乗り切り、生活再建をするまでの支援をするには多くの手間と時間が必要となる。弁護士としては、このような

団体を法的側面から支援することを今後の課題としていきたいというのが多くの意見であった。

法律問題のプロである弁護士とこのような生活支援団体とが協力しながら弱者の支援活動にあたることが大切だと実感した。

2 第1分科会「外国人と生活保護」(石部尚研修員)

外国人は、言語の問題や在留資格の問題などから就職が困難なことも多く、日本人以上に困窮しやすいという実態がある。社会保障の最後の砦として生活保護制度があるが、一定の在留資格の外国人にしか受給が認められないという運用があり、また、2013年以降は「生活保護手帳」から仮放免者への給付に関する手引きも削除された。

このような状況の中、2014年、最高裁にて「外国人は、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るにとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しない」との旨の判決(最高裁平成26年7月18日判決(訟月61巻2号356頁))がなされた。

この最高裁判決を呼び水とした検討の中で、出席者の方々からは、「生活保護を受給すると定住者への在留資格変更や永住申請などにおいて不利益に取り扱われるのではないかと怖れ、困窮状態にもかかわらず生活保護の申請を躊躇する外国人がいる」「有料の医療サービスを受ける資力がないと適時適切な治療の機会を失いかねない。無料医療診断の機会は少ない」など悩ましい現状の報告がなされた。しかし、一方で、支援者やケースワーカー等の熱心な働きかけや親切

な対応によって2度目以降の申請で受給決定なされたという、外国人にとって希望を見出し得る事例も紹介された。

もともと、外国人に対する生活保護支給は国民のコンセンサスが得られにくいテーマである上、上記最高裁判例が出た以上、近い将来において外国人の法律上の生活保護受給権が保障されるようになるとは考えにくい。しかし、粘り強い交渉や温かい支援によって、1人1人の外国人の申請を助け、それらの積み重ねによって困窮外国人の前に立ちはだかる壁に風穴を開けることができるのではなかろうか。

3 第2分科会「教育～留学生が直面する問題～」 (早乙女朋宏研修員)

白熱した議論、意見交換の場も、時間の関係で懇親会へと移動せざるを得なかったことが名残惜しい。当分科会は、「教育～留学生が直面する問題～」ということで、教育関係に携わる方々の多数の出席により、盛況を極めた。

冒頭、司会進行役である当委員会の吉里かおり委員から、日本における現在の外国人留学生在籍状況について簡単なアナウンスがなされ、その後、事前にお話を伺っていた敬愛大学学生支援室の熊井夢立氏より、同大学が抱える留学生の諸問題について、その実情及び実践している対策法の説明をいただいた。

熊井氏によれば、同大学が抱える留学生の諸問題として、在留資格に関する問題（在留資格更新、資格外活動等）、刑事事件に巻き込まれた場合の法律家へのアクセス、文化の差から生じる日常生活の問題（ゴミの分別等）があり、これらの問題に対して、行政書士との提携関係を結ぶなどして対処しているとのことだった。

その後、熊井氏のお話を契機に、多数の出席者の方々から、それぞれが抱える外国人の「教育」に関する問題について、悩みや意見が上がった。そして、これら悩みや意見に対して、解決策を知っている参加者や、異なる意見を有する参加者から応答があり、その後も、話は難民、無国籍児童の教育等、より人権に密着した議論へと発展して行き、

あっという間に終了を迎えることとなった。

今回の分科会を通じて、ひとくくりに「教育」といっても、それに携わる人たちは複数おり、関わり方も、立場によって大きく異なることから、そこで抱える悩みについても当然異なるということに気付かされた。願わくば、当分科会で出された様々な意見から、それぞれが抱える悩みを解決する糸口を得られていれば幸いである。

4 第3分科会「差別とヘイトスピーチ」(文景令研修員)

第3分科会では、ヘイトスピーチ記録映像の上映、ヘイトスピーチをめぐる最近の動きについて報告し、国際人権条約及び人種差別撤廃条約上、ヘイトスピーチ根絶に向け政府が積極的措置をとる義務があるにもかかわらず、法案が可決されていない現状を確認した。

また、当委員会内人種差別撤廃PT作成のパンフレット『地方公共団体とヘイトスピーチ～私たちの公共施設が人種差別行為に利用されないために～』について、その作成経緯と内容を説明し、ヘイトスピーチ目的での公共施設利用に対する対処基準を提示した。

現場を知る出席者の方からは、「ヘイトスピーチは形を変えて行われており、減っているという実感は全くない」との感想、「反論すればいい、というのはヘイトスピーチの実態を理解していない人々の意見である」との声もあった。さらに、「施設利用申請行為の段階では、明らかに公序良俗に反するタイトルでの申請以外は、許可せざるを得ず、判断が非常に難しい」という、現場ならではの貴重な意見もあり、ヘイトスピーチの火種が未だにくすぶり続けている実状と、ヘイトスピーチ規制法の早期制定の必要性が改めて浮き彫りになった。

人種差別撤廃PTとしては、今後も引き続き、東京都区内の公共施設管理者の方々に対し、パンフレット説明会や情報交換会等の開催を積極的に働きかけていくことで、ヘイトスピーチ根絶に向けた草の根的活動を行っていく必要があることを再確認した。

2016年 東京弁護士会 新年式

総務委員会委員長 太田 秀哉 (34 期)

例年になく、正月から穏やかな暖かい日が続くなか、東京弁護士会新年式は、2016年1月8日午前10時30分から弁護士会館クレオで開催された。

1 伊藤茂昭会長の式辞

昨年は、戦後70年を迎え、立憲主義と恒久平和主義を守る観点から、多方面の活動を展開した。歴代会長声明、戦後70年企画としての写真展、資料展などを通じて戦争の悲惨さを伝え平和の礎を守る活動を行った。



式辞を述べる伊藤会長

会長就任時に掲げた課題である憲法と平和を守る安保法制に対する活動、安定的な規模観を持った法曹養成制度の確立、司法修習生への経済的支援、弁護士の活動領域の拡大、権利保護保険の普及、司法アクセスの拡充、弁護士業務の社会性・公益性を訴える中学・高校・大学での活動等について述べられた。

さらに、今年度に取り組んだものとして、市民のための法律相談事業の改革、ぼったくり対策事業、ヘイトスピーチ問題をあげられた。

136年目を迎える東京弁護士会は、弁護士自治を堅持しつつ、市民が頼ることのできる弁護士会をめざして努力していきたいとの決意を力強く表明された。

2 来賓の祝辞

各来賓から、被表彰会員、永年勤続職員及び人権賞受賞者にお祝いの言葉が述べられた。

村越進日弁連会長からは、昨年、進展が見られたものとして司法基盤の整備、とりわけ裁判所支部の充実に向けての最高裁との協議、ひまわり相談ネットサービスの開始、弁護士費用保険の拡充をあげられ、今年取り組むべき課題として、法曹養成制度改革をあげられた。また、会員からの請求により開催される3月11日の日弁連臨時総会に対する取組みの要請がなされた。

当会の元会員であられた山浦善樹最高裁判事は、裁判所の市民に対する広報活動の工夫の一つとして、小学生の法廷見学では各最高裁判事が小学生からの質問に直接応答しているとして、そのうちのいくつかの質問とそれに対する回答を披露された。

裁判官も法廷にこもって法律解釈をしているだけではなく、市民に法的問題について理解と賛同をしてもらえるよう努力をすることが必要であり、弁護士会も裁判所と協力して市民に理解を得られるよう努力していただきたいと述べられた。

また、同じく、当会の元会員であられた鬼丸かおる最高裁判事は、任官直前に受任されたごく単純な事件と思われたものが、その後、思いもかけない大きな広がりを見せたこと、事件自体は、他の方に引き継がれたが、その事件がきっかけで、カナダを訪問されたときに、日系の裁判官とお会いになられたお話をされ、法律家の仕事はこのような思いもかけない広がりを見せる素晴らしい仕事であることを若い世代に伝えていかなければならないことを話された。

次に、岩城光英法務大臣から寄せられた祝辞では、法テラス東京が島嶼部で行っている無料法律相談での弁護士会との連携、東日本大震災問題の支援に対する協力についての感謝が述べられ、今年度、総合法律支援法等の種々の改正法案成立に向けて努力されるとの決意が述べられた。さらに、東京弁護士会に対して、法の支配の貫徹に向けた弁護士の活躍についての期待も述べられた。

貝阿彌誠東京地方裁判所所長からは、国民から信頼される質の高い司法を実現するために、法曹三者が忌憚のない意見交換をすることが重要であり、東京地裁所長、家裁所長、東京地検検事正、東京三弁護士会会長によって、月一回開催される昼食会での意見交換が紹介された。

八木宏幸東京地検検事正は、わかりやすく迅速な裁判員裁判の実現、犯罪被害者の支援、被告人の社会復帰支援、法教育等、弁護士会と検察庁が連携して協力していく機会が増えたこと、このための相互理解の重要性を訴えられた。

3 先進会員等の表彰

在会50年表彰では西嶋勝彦会員が、100歳表彰では島田種次会員が、90歳表彰では笠原喜四郎会員と田倉整会員が、80歳表彰では稲田寛会員がそれぞれを代表して表彰状を受け取られた。

被表彰者を代表して在会50年表彰の堀野紀会員は謝辞の挨拶の中で、平和憲法は国の形として定着し、戦後70年法律家の立場で守ってきたという自負があったが、日本が

外へ出て戦争ができるように国の形がかわってしまったのではないかと、「戦中と戦後を過ごしてまた戦前」という川柳があるが、この懸念が現実になったのではないかと述べられ、多様な価値観があるが、個人が大切にされる社会を実現できるようがんばっていききたいという力強い決意が述べられた。

4 第30回人権賞

第30回東京弁護士会人権賞の選考経過と結果の報告が、人権賞選考委員会の福田泰雄委員長からなされた。

今回は、過労死被害に対する救済と過労死の根絶をめざして結成され、過労死等防止対策推進法の成立に大きな役割を果たされた「全国過労死を考える家族の会」、看護師として、阪神・淡路大震災後の仮設住宅での災害被災者の心身両面でのケアに多大な功績のあった故・黒田裕子氏が選ばれ、伊藤会長から、表彰状と青銅テミス像、副賞の50万円が贈呈された。

5 新年祝賀会

新年の門出を祝った鏡開きに続き、高中正彦前年度会長の音頭で新年祝賀会の宴が始まった。出席者は、230名であり、大橋正春最高裁判事や山口那津男参議院議員にもご出席いただき、新年の門出を祝うに相応しい盛会となった。中締めでは、林史雄常議員会議長の音頭により万歳三唱が行われ、めでたく祝賀会はお開きになった。



被表彰会員を代表して堀野会員の挨拶



祝賀会の様子

予算と決算の乖離

監事 吉村 誠 (47期)



年度末になると、獲得した予算を年度内に使い切るために、そこかしこで、道路が掘り返されては埋められるという工事を目にします。獲得した予算は年度内に使い切らないと翌年度以降の予算が削られるからと言われていきます（執行率の問題）。ところで、東弁では、各部署が獲得した予算を年度内に消化しきらなくとも、それを理由に、翌年度の予算要求で厳しく査定され、減額されるということは無かったようです（過去の執行率については定期総会招集通知記載の一般会計収支計算書の執行率欄参照）。

仮に、各部署で獲得した予算が実際の事業の執行の際に不足すれば、不足分をどこからか持って来なくては事業の執行が困難です。その場合、科目間流用、予備費の支出、補正予算等の手法で不足分の予算を獲得することになりますが、それぞれ新たな手続を踏むことが必要で、補正予算と

なれば総会決議まで必要です。そのような手続上の煩雑さを避けるためでしょうか、「多めに予算申請して予算を獲得し、獲得した予算を完全に消化せずに年度を終えるという手法」が取られてきました。これが、赤字予算に始まり黒字決算に終わる「予算と決算の乖離」であり、歴代の監事が指摘している東弁の予算編成上の問題であり財務上の課題の一つです。

この問題においては、予算の規範性が失われるというのが本質的な問題点ですが、副次的な問題点として一般会計に平成26年度決算の時点で赤字決算にならないと使えない事業活動繰越金が約14億円積み上がっております（一般会計から会館維持管理会計への繰入金金の停止措置とリンク）。

本年度の理事者は、この問題の解消にも着手し、現在、予算編成の真っ最中です。

研修情報は時代の波に乗って

監事 鹿野 真美 (53期)



時代は「ペーパーレス」。かつては、東弁、東京三会、日弁連等の開催する研修等の案内はファクシミリで送られてきました。やがて、そうした研修情報は「とうべんいんぷお」という形で冊子にまとめられ、この「LIBRA」と一緒に月に1度配達されるようになりました。そして、2014年12月、冊子による「とうべんいんぷお」の全会員一斉配布は終了し、東弁から会員に対する研修等の情報提供は、メールマガジンによる発信に一本化されました。今、東弁会員の研修等への参加申し込みが激減しているとのこと。

たしかに、全会員一斉ファクシミリ送信や冊子作成発送の手間暇、費用、資源を削減するという方向性に間違いはないでしょう。しかし、ファクシミリで自動的に流れてくれば、手に取って内容をすぐに確認でき、その場で書き込み返信

することで申し込みができるどころ、メルマガ方式では、自分から積極的に獲得しにいかなければ詳しい情報も入手できません。そのひと手間がなかなかかけられないのです。情報が届かず研修を受講しそびれる若手も多いといえます。

若手が研修を受け損なわないよう、ファクシミリ案内を復活させる?! いやいや、時代はさらに進みました。東弁では、スマホに研修情報が自動的に届く機能を持つアプリを開発中です。もちろん、そのシステム構築には費用がかかります。私たち会員の大事な会費の使い道については、厳しく、つまり、無駄遣いを抑える方向で目を光らせるのが監事の役目ですが、「安物買いの銭失い」を推奨することになってもいけません。今回のアプリ開発は直接間接に会員のためになると考えています。



山浦判事(2列目中央)を囲んで

最高裁判所見学会

～広報委員会市民交流部会の活動紹介～

広報委員会委員 小峯 健介 (57 期)

広報委員会市民交流部会では、毎年、一般公募による約30名の「市民メンバー」に向けて様々な企画を実施しており、その目玉企画の一つとして、最高裁判所見学会があります。平成21年から毎年実施しており、今回（平成27年）で7回目となりました。毎年本企画の実現に向けてご尽力いただいている関係者の方々には、心より感謝申し上げます。

本企画は2部構成となっており、前半は、最高裁判所の施設内見学です。ご担当者による案内のもと、図書館、大ホール、大法廷等の施設を見学します。とりわけ、ニュース映像等で目にするところのある大法廷の見学は、市民メンバーに大好評です。

後半は、最高裁判事との懇談会です。弁護士出身（元当会所属）の最高裁判事（毎年1名）に貴重なお時間を割いてご出席いただき、小法廷の傍聴席にてお話をお伺いします。現職の最高裁判事のお話をお伺いすることができることから、市民メンバーのみならず、引率担当弁護士にとっても大変貴重な機会となっております。

今回（平成27年）を含めてこれまで7回全てに参加し、5名の最高裁判事の方のお話をお伺いしてみて、同じ弁護士出身の最高裁判事であっても、お人柄はそれぞれであるということを感じました。

今年度の最高裁判所見学会は平成27年11月16日に実施し、当日は、市民メンバー27名、佐藤貴則副会長を筆頭に引率担当弁護士7名が参加しました。

前半の見学会では、例年どおり施設内の見学を実施し、市民メンバーの皆様はご担当者の説明に熱心に耳を傾けて

おりました。

後半の懇談会は、第一小法廷所属の山浦善樹判事にご出席いただきました。山浦判事にご出席いただくのは、今回が2回目です（前回は平成24年11月）。山浦判事からは、法曹の道を目指されたきっかけのお話から始まり、最高裁判事の仕事の内容、やりがい、心構え等について幅広くお話をいただきました。市民メンバーの皆様は、山浦判事の軽快な語り口に聴き入っておりました。山浦判事は、市民メンバーからのご質問にも丁寧に答えてくださいました。

本企画の趣旨をご理解いただき、本企画の実現にご協力をいただきました山浦判事及び最高裁関係者の方々には、この場をお借りしてあらためて御礼申し上げます。

広報委員会市民交流部会では、毎年、最高裁判所見学会以外にも様々な企画を実施しており、これまでにご参加いただいた市民メンバーからは、普段見学する機会のない施設等を引率担当弁護士による解説付きで見学できることなどから好評価をいただいております。

引率担当弁護士にとっても、普段見学する機会のない施設等を見学することができるほか、市民メンバーと接する中で新たな気づきを得ることができるなど、とても有意義なものとなっております。

私は弁護士登録1年目の平成17年度から市民交流会（当時は別の名称でした）の企画に参加してきましたが、毎年、新たな市民メンバーと接し、市民メンバーからの素朴な疑問、質問、感想等をお伺いする中で、日常の弁護士業務の中では見落としがちな視点に気づかされるなど、新たな発見や刺激をいただくことが少なくありません。

秘密保護法 解説

第19回 講演「特定秘密保護法と公安警察・公安検察」

特定秘密保護法対策本部委員 酒田 芳人 (64 期)

2015年6月24日、第一東京弁護士会会員の郷原信郎弁護士より、特定秘密保護法対策本部委員向けに「特定秘密保護法と検察」というテーマでご講演を頂きました。安保法制が成立し、秘密保護法の問題性がいよいよ明らかになると思われることから、改めて講演内容を要約して報告します。

1 東京地検公安部での経験

2006年3月までの23年間、検察庁に勤務した経験から、特定秘密保護法が濫用されれば、重大な人権侵害が生じるのではないかと危惧している。

私が東京地検公安部に勤務したのは合わせて3年弱だが、公安部には、一般の検察の事件処理とは異なった「公安的配慮」があった。私が勤務した平成の初め頃は、まだ過激派組織が非公然活動家を擁していた時代。昭和天皇が崩御された後、テロ行為が繰り返されている状況で、非公然活動家対策の名の下、主に警視庁公安部によって、一種の「弾圧」が行われていたのである。

2 起訴を前提としない公安警察による逮捕

当時の公安警察は、非公然活動家を捕捉した場合、あらゆる罪名を用いて逮捕していた。事前に令状が出ていない場合など、しばしば用いられたのが公務執行妨害罪、いわゆる「転び公妨」という手法である。「声をかけたところ突然騒ぎ出し、警察官を突き飛ばして逃げようとした」というような被疑事実で逮捕するのである。

警察は、20日間の身柄拘束を求めて事件を送致して来るが、検察官としてはさすがに起訴できない。

このような逮捕は、起訴を前提としない捜査だと言わざるを得ない。他には、免許証の住所と実際の住所が異なるなどの被疑事実で、免状不実記載罪もしばしば用いられたが、やはり起訴された例はほとんどないと思う。

3 公安検察の現在と弁護士会の備え

思想的、公安的な背景を考慮した勾留や起訴は、過激派の活動が昔と比べて沈静化した現在では減少している。しかし、検察は、状況の変化に応じて先のような捜査を行いうる組織だというのは事実である。今後、国家が反権力的な動きを抑え込むことが必要な状況になれば、検察の中に専門に対応する部署が設けられることも考えられる。

検察官の元々の法律家としての感覚からすると、果たして本来の刑事手続として許されるのかという素朴な疑問を持つのは当然。しかし、国家機関としての検察官は、国家を根底から否定しようとする者に対しては刑事手続としてあらゆる手段を講じることが許される、という考えになりがちなのではないか。

今後、秘密保護法違反の事件が発生した場合、何らかの組織性があればもちろん、政治的あるいは公安的な見地から事件が検討されるであろうから、おそらくは公安部が担当することになる。実際には、令状主義という抑制が機能していない現在の実務においては、公安組織が市民の権利を侵害するような場合に備え、弁護士会が、事例の共有や広いネットワークによる支援など、組織として対抗できるよう準備しておく必要がある。暴走する公安組織により最も不利益を受けるのは、被疑者・被告人である。

あっせん人列伝

第2回 草野 芳郎 会員(23期)



連載企画第2回は、元裁判官で著書「和解技術論」でも有名な和解のスペシャリスト、草野芳郎会員です。聞き手：紛争解決センター運営委員会委員 小川 亮太郎(66期)

Q1 本センターのあっせん手続の長所を教えてください。

本センターの長所として、非公開で秘密が守られるので利用しやすいこと、あっせん人の人材が揃っていて熱心に紛争解決をしてくれることが挙げられると思います。特に後者については、利用者が事件に応じてあっせん人を選ぶことができることも良い点だと思います。これは、裁判所が機械的に事件を配てんするのとは違うところですね。私自身も申立人側から指名を受けてあっせん人を務めたことがあります。

Q2 担当されたあっせん事件でご記憶に残っている事案はありますか。

12月中旬に申立てのあった事件で、当事者からどうしても年内に期日を入れて欲しいという強い要望があったため、第1回期日を12月27日に開いた事件がありました。この日程はさすがに例外的だと思いますが、裁判手続にはない、あっせん手続の柔軟性を感じました。

この事件では、当事者が第1回期日で支払い金額を合意できなければ不成立にすると表明していたのですが、私は、仮払いを内容とする暫定和解を提案することで双方当事者から期日続行の了解を得ることに成功し、和解成立につなげることができました。効果的な進捗ができた事件として記憶に残っています。

Q3 あっせんの際にこころがけていることはありますか。

あっせん手続においては、相手方が応諾した場合に、期日を開催します。相手方も応諾してくるということは、事件を解決したいという気持ちを持っている

ということです。ですから、どんなに難しいと思える事件でも悲観することなく、和解できると思って取り組むことが大切だと思います。あっせん人に、和解をまとめようという気持ちがあると、手続に迫力が出ます。あっせん人として当事者の中に一緒に入って考え、三者で話し合って和解案を作る、これが私流の考え方です。言わば、「三人寄れば文殊の知恵」です。そのためには、1回の期日で当事者にすべて分かってもらおうとするのではなく、時間を重ねて十分に話をして人間性を知ってもらう必要があります。当事者に共感し、相手の琴線に触れると劇的な和解になります。また、東京は地方と違って弁護士の数が多いですから、当事者だけでなく、双方の代理人同士もお互いを警戒していることがあります。そうした警戒を解くこともあっせん人の役割だと思います。

Q4 草野会員は元裁判官ですが、裁判での和解協議と本センターのあっせん手続で違うところはありますか。

裁判での和解と本センターのあっせん手続とはやはり違います。裁判では、最終的に判決が控えていますから和解がまとまらなくても事件を解決することができますが、センターでは和解がまとまらなければ、その事件は自分の手元を離れてしまいます。言わば一期一会です。そうしたこともあって、相手方が応諾してきた場合には、まとめなければいけないという気持ちをもって取り組んでいます。

草野芳郎会員プロフィール

1971年4月判事補任官。1981年4月判事任官。2002年1月鹿児島地方・家庭裁判所長。2003年3月広島高等裁判所部総括。2006年3月依願退官。2006年4月学習院大学法学部教授。2012年6月弁護士登録。著書に「ロースクール交渉学第2版」(共著、白桃書房)、「和解技術論第2版」(信山社)など。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第13回 大森夏織副会長インタビュー

聞き手：男女共同参画推進本部 事務局次長 芹澤 眞澄 (43 期)
同 坂野 維子 (57 期)

大森夏織副会長 (44 期) に、当会における男女共同参画の達成状況や課題、若手女性会員へのアドバイス等についてお話を伺いました！

——「男女共同参画推進の重点課題とアクションプラン」の達成状況と今後のカギについてどうぞ覧になりますか。

①「会の政策決定過程への女性会員の参加の推進」
②「業務における性差別の是正と女性会員の業務分野の拡大」③「出産・育児、介護等の家庭生活と仕事の両立支援」のいずれの重点課題も男女共同参画推進本部（以下「本部」）等のご尽力により成果が上がっています。②について。社外取締役名簿の提供や外部団体等への女性会員の派遣も広がっていますが、他方で弁護士業界全体の経済的状況が厳しさを増していることの反映として、立場の弱い者へのしわ寄せである女性修習生に対する就職差別がみられることも事実で、弁護士会も率先して是正を求める対応をすることが必要だと思います。自分の経営者経験に鑑みると、女性に家庭責任の負担が多い現状下にあっても、女性弁護士の能力・戦力は決して男性に勝るとも劣らないことを確信しています。③について。会員のライフプランや立ち位置は様々ですが、本来は性別を問わずライフプランにおける出産・育児・介護と業務とが両立されなければならないのは当然です。この業界において両立が確保されないとしたら不健全であると考えますので、弁護士会として環境整備の必要性に確信をもつべきでしょう。会と本部が会員へ様々な制度を周知徹底することと同時に、何よりも会員一人一人が主体的に男女共同参画について情報獲得や問題提起をしていただくことも重要です。

—— ご自身の約25年間のご経験の中で、女性弁護士の状況はどのように変わりましたか。

私の修習・新人時代、女性は1割しかおらず司法研修所で女性だけの公式集合写真を撮るなど現在とは隔世の感があります。現在、男性会員の育児理由の会



左から、芹澤事務局次長、大森副会長、坂野事務局次長

費免除の申請が多くなっていることにも見られるように、今は家庭生活との両立を図る会員が増えており、それが健全な業界のありかただと思います。

—— 副会長に就任されてから業務をこなされる中での感想についてお聞かせください。

女性理事者を毎年確保することは女性会員の母数から言えば可能はずで、各会派の理解も不可欠です。私は独身かつ出産育児経験がないため男性弁護士と性差なく働いてきましたので、自分が女性副会長としてアピールされる意味がどこにあるのか、実のところ当初は疑問を感じていました。しかし2015年7月に憲法関連の「安保反対 女性弁護士101人大集合！」企画を実施した際、「女性副会長から声をかけられたことで参加する気になった」と言ってくれる女性会員の方が多く、自分にも役割があると思えるようになりました。

—— 若手女性会員に対する思いや副会長職についてお話しください。

男女問わず、起案力や手際のよさばかりでなく、「目の前の業務・会務に意欲関心がある若手の方」と何でも一緒にしたいと思うものです。そして諸事万端、女性会員の方は意欲関心が高く、一緒に刺激を受けることも多いです。若手女性会員の方には会務に興味をもち、参加していただきたいと思います。副会長職は色々な世界・人との出会いがあり、ほんとうに面白く有意義な経験をさせていただいているので、女性会員のみなさまにも是非おすすめいたします。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第37回 東京地裁平成26年11月26日判決

(アメックス(休職期間満了)事件)〔労働判例1112号47頁〕

労働法制特別委員会研修員 溝口 竜介 (66 期)



第1 事案の概要

1 本件は、業務外疾病（うつ状態）により療養休職をしたXが、休職期間満了時に休職事由が消滅しなかったとして、就業規則に基づき雇用契約終了を通知したYに対し、休職事由が消滅した等主張して、雇用契約上の権利を有する地位の確認を求める等した事案である。

2 事案の概要は、以下の通りである。

(1) XとYは、平成11年2月1日、本件雇用契約を締結した。

(2) Xは、平成22年12月13日、主治医であるA医師にうつ状態と診断され、翌日から平成23年10月14日まで本件傷病休暇を取得し、その翌日から平成24年12月20日まで本件療養休職とされた。

Xは、本件療養休職の期間中、Yの指示によりYが外部委託するB心理研究所のカウンセリングを受け、Yの了承の上でリワークプログラムを利用する等した。

(3) Xは、平成24年11月28日、Y人事マネージャーCに復職を求めたところ、Cは、A医師作成の診断書及び情報提供書の提出、Y指定医等の診察及びB心理研究所でのカウンセリングの受診を求めた。Xは、同年12月5日、A医師作成の本件診断書（「平成24年12月14日より就労可能と判断する」等の記載がある）及び本件情報提供書（「当初は時間外勤務は避ける必要がある」等の記載がある）をYに提出した。Cは、これらの書面の内容をA医師に照会しなかった。

Xは、同月14日、Cから、Y指定医の診察結果により復職の判断をしたい旨の連絡を受けた。Xは、同月18日、Cに対し、Y指定医Dから復職に問題はない旨の診断を受けたことを報告し、Cは、Xの報告を否定しなかった。

(4) Yは、同月20日、Xに対し、本件雇用契約終了を通知した。理由は、後記の本件内規の要件を満たさず、雇用契約終了事由の「休職期間満了時において休職事由が消滅せず、速やかに復職することが困難であると判断されるとき」に該当する、というものであった。

(5) Y社就業規則における復職に関する規定について、Xの療養休職期間中に、「療養休職したものが復職する場合の復職とは従来の業務を健康時と同様に通常業務遂行できる状態の勤務を行うことをさす」との規定（Y社就業規則24条3項）が新設されていた。また、Yは、平成23年7月頃、復職可否の判定に関する内規（本件内規）を、従業員に開示されない内部資料として作成していた。

第2 本件の争点及び裁判所の判断

1 本件の争点

本件の争点は、①Y社就業規則24条3項がXを拘束するか、②本件療養休職期間満了時にXの休職事由が消滅したか、である。

2 裁判所の判断

(1) ①について

裁判所は、「従来規定されていない『健康時と同様』の業務遂行が可能であることを療養休職した業務外傷病者の復職条件として追加するもの」で、労働条件の不利益変更にあたるとし、これが労使間の共通認識とはいえず、本件内規による復職判断の運用も認められず、「特に精神疾患は、一般に再発の危険性が高く、完治も容易なものではないことからすれば、『健康時と同様』の業務遂行が可能であることを復職の条件とする本件変更は、業務外傷病者の復職を著しく困難にするものであって、その不利益の程

度は大きい」一方で、本件変更には合理性はなく、Xを拘束しないと判断した。

(2) ②について

ア まず、休職事由の消滅における回復の程度及び立証責任について、「原則として、休職期間満了時に、休職前の職務について労務の提供が十分にできる程度に回復」したことを、「労働者が主張・立証すべきもの」とした。

イ 次に、A医師の診断について、「主治医であるA医師の専門的判断は十分に尊重される」ものであり、「その判断過程や結論においてもその合理性に疑うに足りる点はない」く、Y指定のD医師が「A医師の診断にあえて反対する意見を述べていないこと」を併せ考えれば、A医師の診断は十分に信用できるとした。

ウ そして、YによるXの復職判断について、まず、本件内規について、休職制度に関しては基本的に使用者の合理的な裁量に委ねられているとしても、厚労省の「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」から本件内規を導くことは困難であり、内部資料に過ぎない本件内規による運用が本件雇用契約の内容としてXの復職判断を無条件に拘束するものではないとした。

その上で、YがA医師の判断に問題があると考えらるならば、A医師に照会し、診療録の提供を受け、Y指定医の診断も踏まえてA医師の判断内容を吟味できたにもかかわらず、「そのような措置を一切とることなく、何らの医学的知見を用いることなくして」Xが復職できないと判断するものであり、かかる判断はXの復職を著しく困難にする不合理なもので、その裁量の範囲を逸脱又は濫用したものであるとした。

結論として、Xの休職事由は消滅したものと認めるのが相当であるとした。

第3 本判決の意義

1 本判決は、就業規則の不利益変更に関し、これまでになかった休職期間満了時における復職条件について判断がなされた点において、その意義を有するものである。なお、休職通算規定の導入に関する不利益変更についての裁判例としては、野村総合研究所事件東京地判平成20年12月19日労経速2032号3頁がある。

2 本件では、Y社就業規則24条3項について、不利益の程度は大きく、変更には合理性はないとした。直ちに従前の業務に復帰できなくとも、比較的短期間で通常業務への就業が可能である場合に、適切な就業上の配慮を求めるべきことは、従前の裁判例（独立行政法人N事件東京地判平成16年3月26日労判876号56頁、全日空事件大阪高判平成13年3月14日労判809号61頁等）においても判断がなされていたものであり、本件のように『健康時と同様』の業務遂行まで求めれば、その不利益の程度は大きく、変更には合理性を認めることは困難であろう。

また、本件内規も、『健康時と同様』の業務遂行が可能かを厳格に判断する運用をするとすれば、合理性を認めるのは困難であり、かつ、本件内規は労働者への周知もなく、労働条件と認めることは困難であったといえよう（労働契約法7条も参照）。

3 精神的不調が認められる労働者に対する使用者の取るべき対応については、前掲「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」や、日本ヒューレッド・パッカード事件最二判平成24年4月24日労判1055号5頁等、今後も使用者において相当の就業上の配慮が求められるものであるといえよう。

刑弁でGO!

第65回

事例紹介

「社会福祉士等との連携のための援助金制度」の利用

刑事弁護委員会委員 山田 恵太 (65 期)

1 はじめに

被疑者・被告人に福祉的支援が必要と考える場合、社会福祉士・精神保健福祉士を始めとした福祉の専門家（本稿では、「ソーシャルワーカー」とする）に協力を求めることが有益である。弁護士は、障害や福祉サービスに対する知識・理解に乏しい。ソーシャルワーカーに事件に関わっていただくことで、被疑者・被告人の障害特性を理解し、今後の具体的な支援体制を構築することができ、そのことを情状事実として主張することも可能となる。ソーシャルワーカーにお願いする具体的な活動としては、障害に対する見立てや必要な支援に関する助言を目的とした接見への同行、更生支援計画書（事件と障害との関わりなどを踏まえた上で今後の必要な支援や環境について福祉専門職として意見を述べる書面）の作成協力、証人としての出廷などが考えられる。

2015年4月からは、弁護士会を介して東京社会福祉士会と東京精神保健福祉士協会の協力を得て、罪に問われた障害者の対応に関する研修を受けたソーシャルワーカーを紹介していただけることとなった。また、東京弁護士会で、「社会福祉士等との連携のための援助金制度」（以下「援助金制度」という）の運用が開始された。援助金制度は、上記のような活動をソーシャルワーカーに依頼する際に生じる費用について、5万円（消費税込み）を上限とした援助を受けることができる制度である。

今回は、援助金制度を実際に利用した事案についてご紹介する。なお、この事案は、同じ事務所の高橋俊彦弁護士（当会）と共同受任をしたものである。

2 事案の概要

本件は、脅迫・現住建造物等放火事件である。被告人であるAさんは、70代の男性。30代から建築業などで真面目に働いていたものの、65歳になったのを機に退職。その後は、生活保護を受給して、宿泊施設などで生活をしていた。その後、アパートの1人暮らしへと移行したものの、入居当日から、アパートの他室からの騒音に悩まされ、家での生活が難しくなった。そして、不動産会社は、このような物件であることを知りながら自分に紹介したのではないかという疑念に苛まれ、不動産会社へ訪問し、担当者への文句を口にした（脅迫）。さらに、その数日後、自室にガソリンをまいた上で火を放った（現住建造物等放火）。

Aさんは、放火後に家を出て、その後は、逮捕までの1年ほどの間、ホームレス生活をして暮らしていた。

3 ソーシャルワーカーへの支援依頼

本件では、まずAさんが70代と高齢であること、所持金がないことなどから、高齢・貧困の観点から今後の福祉的支援の必要性を感じた。Aさんは現住建造物等放火については公訴事実を認めており、本件の主な争点は量刑である。そのため、今後の支援体制の構築が、情状事実として重要であると考えた。

そこで、一般社団法人東京TSネットに、支援の依頼をした。その結果、社会福祉士・精神保健福祉士の資格をもつKさんが支援コーディネーターとして関わって下さることになった。あわせて、東京弁護士会

に援助金制度の利用申込を行った（なお、援助金制度申込みの書式は、東京弁護士会ウェブサイトの会員サイトからダウンロードすることができる。また、前記のとおり、現在では、弁護士会を介して東京社会福祉士会や東京精神保健福祉士協会への支援依頼ができるようになっているので、この制度についても積極的に利用していただきたい）。

Kさんは、刑事記録などの資料を検討した上、Aさんとの面会を実施して下さった。面会の結果、Kさんからは、Aさんに精神障害があるのではないかとのご指摘をいただいた。確かに、この事案においては、行為態様についての供述や、犯行に至る経緯について、不可解な部分も多かった。そのため、Kさんのご指摘を受けて、精神科医の先生にご協力を依頼し、Aさんと面会の上ご意見をいただくこととした。その結果、Aさんは事件時に妄想性障害を有しており、この障害が犯行にも影響しているということが判明した（なお、この点については本鑑定を求めたものの、認められなかった）。この点から、Aさんについては、高齢・貧困の部分だけではなく、妄想性障害という精神障害を有しているという点からも、福祉的支援が必要であることが明らかとなった。

Kさんには、その後も被告人本人との面会を継続していただいた。その回数は、10回を超えるものとなった。当初、Aさんは、「自分は刑務所に行ってそこで死ぬのだ」という思いが強く、釈放後の生活は何も考えられない状態であった。しかし、Kさんが面会を重ねてくださったことにより、少しだけ前向きな発言がみられるようになった。また、Kさんには、生活保護のケースワーカーとの面談や、今後の受入先となる福祉サービス事業所との面談などの場もセッティングしていただいた。

そして、これらの活動を踏まえた上で、更生支援計画の作成をしていただいた。具体的には、①福祉サービスの利用、②妄想性障害による妄想への対応、③継続した関わりによる不調時の早期対応という3つの観点から、支援計画を組んでいただくことができた。

4 公判

公判においては、Kさんに証人として出廷していただき、今後の支援計画の内容について話をしていただいた。

今回は裁判員裁判であったこともあり、更生支援計画書については、書面で提出することはしなかった。その代わり、証人尋問においては、支援のポイントを分かりやすく伝えられるよう、パワーポイントを併用しながらの尋問を行った。

5 判決とその後

判決は、懲役3年執行猶予5年保護観察付きという結果であった（脅迫については無罪）。量刑の理由においては、Aさんの更生のための支援計画が策定されているということについての言及もなされていた。

金曜日夕方の判決であったこともあり、Aさんは、釈放後、用意していたホテルに宿泊することとなった。土日の間も、私や支援員が訪問することができ、Aさんとお話ししながらゆっくりとした時間を過ごすことができた。そして、週明けの月曜日、Kさんと共に、生活保護の申請をし、とりあえずの宿泊先を確保することができた。

その後、Aさんは、通院をしながら、安心した生活を送ることができている。

6 まとめ

今回の事件では、援助金制度を利用することにより、ソーシャルワーカーであるKさんに様々なご協力をいただくことができた。妄想性障害の存在への気付き、支援体制の調整を始めとして、Kさんにしていただいた活動は弁護士のみでは絶対に実現できないものであった。

今後も、障害のある被疑者・被告人の方の事件を受任した場合には、ソーシャルワーカーの紹介依頼制度や援助金制度を利用し、必要な支援に繋げていけるようにしたい。

第61回

地方の若手弁護士に聞く

～拡大版!熊本県弁護士会協同組合青年部会 編～

新進会員活動委員会委員 藤実 正太 (66期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的に開催しています。今回は、拡大版第4弾として、熊本県弁護士会協同組合青年部会の方々に熊本県の若手弁護士の実情や業務拡大への取組みを伺いました。

——熊本県弁護士会協同組合青年部会とはどのような団体ですか。

熊本県弁護士会協同組合青年部会は、2013年に発足したばかりの新しい団体です。熊本県弁護士会の中には、中小企業法律支援センター委員会という、中小企業支援に取り組む委員会があるのですが、中小企業との交流の場を広げるため、各業界団体の青年部会が加入している、熊本県中小企業団体中央会という組織に、青年部会を作って入ったらどうかということになりました。そこで、2013年、熊本県弁護士会協同組合から青年部会を設立することの承認を受け、発足しました。中央会に入るための会費は協同組合が負担しています。現在、所属している会員は名簿上51名おり、日常的な連絡はメーリングリストを用いて行っています。規約上、45歳までの年齢制限を設けており、主に60年代の弁護士で構成されています。熊本県弁護士会の総会員数が256名(2015年4月1日時点)であることから、若手弁護士の相当数が当青年部会に参加していると言えます。

また、青年部会会員個人の会費負担等はなく、上記委員会に加入していなくても入れるため、加入条件は厳しくありません。毎年、新入会員に声をかけをしたり、FAX等により、5月にある総会の前に出席者を募る形で加入者を募集しています。

——どのような活動をしているのですか。

当青年部会では、熊本県中小企業団体中央会の青年部の総会に会長や理事が行ったりするほか、同中央会に所属している熊本県みそ醤油組合青年部会、熊本青果食品商業協同組合青年部、熊本輸送団地協同組合青年部、山鹿市管工事業協同組合青年部会などの他の業界団体の青年部と個別に連絡を取り合っており、お互いの業界についての説明をしたり、意見交換をしたりする勉強会を開いています。当青年

部会からは、各業界が抱えている法律関係の問題点について事前に準備してお話ししたりしています。また、その後必ず飲み会を開いています。毎年、各青年部対抗のボウリング大会も開かれています。

他の青年部から弁護士側に勉強会をさせて欲しいという要請がされることはかなり多いです。同じ青年部とは、当青年部会がお話する機会と、相手の青年部がお話する機会とに分けて、最低2回は勉強会を開きます。勉強会を開くきっかけは、例えばボウリング大会の後の懇親会でお話はずんで、今度勉強会をやりませんか、と誘ってもらったりすることが多いです。そのような勉強会を、過去2年間で5、6団体と行っています。

弁護士側からは、債権回収や契約関係、使用者側からの労働・雇用関係についてお話しすることが多いです。

——熊本の若手弁護士の業務状況はいかがでしょうか。

●法律相談

熊本県では、弁護士会の法律相談には、研修を受講さえすれば、弁護士登録した1年目から入ることができます。ただし、名簿が半年ごとに作成されるので、実際には登録して半年後からとなります。もっとも、法律相談の稼働率は低い状況です。

●刑事事件

国選弁護事件が、平日では3か月に1回程度、おおむね年4回程度回って来ます。また、それとは別に、休日に国選待機日が設定されており、それが年2回程度回って来ます。東京のように、弁護士で国選事件を取り合うようなことはありません。

国選とは別に、当番弁護士制度についても2～3か月に1回程度待機日があり、国選対象外の事件を日弁連の援助を利用するなどして私選で受任できることもあります。

●破産管財人

破産管財人については、破産管財人名簿があり、1年目の弁護士でも名簿に登録すること自体はできます。東京のような破産申立の件数などの要件はありません。ただ、弁護士登録後3年目以降でないと、実際には選任されません。また、事務所単位での管財人受任件数なども考慮されているように思います。



熊本県弁護士会協同組合青年部会の皆さんと

—— 熊本県弁護士会での若手弁護士に対する支援制度の状況について聞かせて下さい。

まず、少人数制メーリングリストという制度があります。これは、弁護士登録して5年目以上の弁護士と、5年目までの若手の弁護士との、比較的少ない人数同士でメーリングリストに登録し、若手の弁護士が何でも相談できるように設けたメーリングリストです。実際には、若手の弁護士からの質問に、他の若手の弁護士が答えたりもしています。

また、チューター制度といって、若手の弁護士とベテランの弁護士を結びつけて、共同受任するという制度でもできました。法曹養成研修委員会が両者をマッチングし、共同で受任してもらうというものです。

もっとも、熊本県弁護士会では、日常的に若手の弁護士とベテランの弁護士とが、委員会等を通じて、事務所とは関係なく繋がる機会が多くありますので、そういった意味で、制度化されていない手厚いつながりがあります。

なお、若手弁護士に対する会費の減免措置については、登録して1、2年目は減額されているものの、3年目からは通常通りの会費を支払っています。弁護士健保がないため、国民健保の保険料のほうが高いぐらいです。

—— 若手弁護士の就職状況・勤務状況はいかがですか。

●就職状況

今のところ、熊本の修習生で熊本で就職しようとしたのに、就職できなかった人がいると聞いたことはありません。集合修習までに就職先が決まっていない修習生がいれば、修習委員会で話を聞いたりして、最終的には全員就職できているようです。もっとも、他県で修習していて熊本で就職するという希望がかなわず即独をした人はいます。

●勤務状況

もちろん事務所ごとに様々ですが、雇用形態としては、当初は事務所から給料をもらう勤務弁護士が多いです。個人受任は基本的にOKであり、むしろ積極的に自分で事件を取ってくるようにとの方針を持っている事務所が多いように思います。もっとも、個人受任を禁止している事務所もあります。

一般的には、熊本県では、イン弁が事務所から給料をもらい続けるより、個人でも事件を受任し、個人で生計を立てる方が早いし、それが通常であると思います。

また、毎月数十万円までの最低保証額を保証し、収入がそれに満たなければその保証額までは事務所が補填するものの、それ以上の収入があれば、その何%かを事務所に入れる、という最低保証制を採っている事務所も多い印象です。ただし、ボス弁が事件を共同受任して報酬を折半することで調整して事実上保証してくれることが多いです。

●インハウスローヤーについて

熊本県内には、現在インハウスローヤーはいません。仮に潜在的需要があるとしても、あまり具体的な動きにはなっていないのが現状と思われます。弁護士会でも、インハウスに関わっている委員会はあるものの、インハウス部会のような独自のものはありません。

—— 今後、業務拡大の必要性についてどうお考えですか。

熊本県にも、中小企業はたくさんあるものの、顧問弁護士が就いている企業はそれほど多くはありません。企業が弁護士を必要とする場合、多くは口コミで法律事務所を探したり、商工会議所等を経由して、最終的に弁護士にたどりついているようです。

今後、青年部会の活動により、さらにそのような中小企業に対する業務拡大等にもつながっていただければと思います。

終わりに

熊本県弁護士会にはまだ古き良き弁護士会の姿が残されている一方で、他の業界団体の青年部との交流のため、弁護士協同組合青年部会を発足させ、他の業界団体の青年部と相互に勉強会を開催し合い、弁護士側から情報提供をするだけでなく、弁護士側が他の業界の実務を知る機会を設けていることが印象的でした。互いに教えあうことで、弁護士も他の業界のことを知り、中小企業の実態を把握する機会を持つことができます。このような熊本県における弁護士会や弁護士協同組合の取組みは、当会においても、顧問獲得等の業務拡大に繋がっていくヒントを見いだすことができるように思われました。

今後も様々な弁護士会の若手弁護士と交流し実情を伺ってご報告したいと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

56期(2002/平成14年)

楽しかった修習時代

私は第56期であり、同期は約1000名（クラスは全部で15組）、修習期間は1年6ヶ月（前期修習3ヶ月、実務修習1年間、後期修習3ヶ月）でした。ロースクールはまだ存在しておらず、現行制度への過渡期といえ、司法修習もまだのんびりとした雰囲気であったと思います。

修習時代といえば、研修所での修習もさることながら、やはり仙台での実務修習の印象が強いです。仙台は、初めて訪れる土地であり、独身の一人暮らしでしたので、実務修習前から楽しみにしていたのですが、実際に過ごしてみると、「杜の都」と呼ばれるだけに自然環境も豊かであり、穏やかな気質な方も多く、本当に過ごしやすい街でした。

当時の仙台修習は、24名体制（4班で各班6名）であり、修習生同士も顔が見える範囲でした。同年代の独身者が多かったこともあり、昼夜・休日の食事などを一緒にすることも多く、文字通り、釜の飯と一緒に食べる良き仲間恵まれたと思います。

どこかで「実務修習は1年限り、来年の夏はもう仙台にはいない」という言葉をいただいたこともあり、思い残すことがないように、同期の修習生とともに、仙台を拠点として、松島、青森（ねぶた祭り）、蔵王（スキー）、角館（桜）等の東北各地の観光名所にもでかけました。また、修習生担当の裁判官が岩手山、月山、栗駒山に登山に連れて行ってくださり、また温泉好きの左陪席裁判官が温泉部と称して乳頭、酸ヶ湯、不老不死、銀山等の東北各地の名だたる温泉地に連れて行ってくださりました。東北地方の美しい風景は、今

会員 清水 靖博 (56期)



でも忘れられない思い出となっております。この場を借りて、お礼を申し上げたいと思います。

肝心の実務修習ですが、それぞれ一生懸命取り組んだつもりですが、特に印象に残っているのが、検察修習です。身柄事件も担当させていただきましたので、短期間のスケジュールで起訴に向けて事件処理を進めるのですが、修習生ながらも仕事をしているという実感を持つことができ、指導担当検事から「顔つきが変わってきた」と言われて、妙に嬉しかったことを今でも覚えています。また、検察修習では、同じ班の6名全員が同じ大部屋で一緒に仕事をし、各人の机でパーテーションを置いて取調べをします。その様子が自然と耳に入り、それぞれ芸風が異なる取調べの様子を聞いて吹き出してしまうことも多々ありました。事件について夜遅くまであれこれ話したことも、今では良き思い出です。

民裁修習では、裁判官が和解に向けてどのようなことを考え、どのように説得していくか等を間近で見、また感想等を聞くことができたことは今でも参考になっています。当事者に、判決書ドラフトを片手に、「ここに判決書はもう出来ており、今すぐにでも判決できるが…云々」とパフォーマンスをしながら説得をしていたシーンは鮮明に記憶に残っています。

修習時代は、すべてが初めての体験ばかりで、何を見ても、また何をして、本当に楽しく、印象に残るようなシーンばかりです。修習時代の仲間、先輩方とともに過ごした体験は、現在でも、私自身のバックボーンになっていると感じております。

なぎなた弁護士の道

会員 山下 洋美



「昔、なぎなたをやっていました」と言うと、大抵、驚かれる。「中学校と高校時代は、部活でやっていました」と言うと「なぎなた部があるんだ」とさらに驚かれる。次に「どこの学校？」と聞かれ、「会津若松（出身）です」と答えると「なるほどね」と妙に納得される。私の中で恒例のやり取りとなっている。

本寄稿を機に、なぎなたについてウィキペディアで調べてみたところ、武器の「薙刀」と武道の「なぎなた」のページが分けて書いてあった（なぎなたは、武道そのものとそこで使われる武器との呼称が同じなのである）。「薙刀」はもともと男性も使用する武器だったのが、槍にとって変わられ、その後、鉄砲の伝来により、長柄の武器そのものが衰退し、僧侶や婦女子の用いる武具となっていった。実戦武具としては廃れていったものの、江戸時代には古武道としての地位を確立し、今では、主に女性のたしなむ武道の「なぎなた」となった、ということらしい。戊辰戦争での娘子軍（隊）の奮闘については小さい頃から聞かされており、試合会場にはいつも「燃えよ！娘子軍！」と書かれた横断幕がかけられていた記憶がある。

小学生の頃、たまたま家のポストに入っていた教室のチラシを見て興味を持ったことがきっかけで始めた。毎回、2メートルを超えるなぎなたを片手に持ちながら自転車に乗って練習会場まで移動し（おそらく違法である）、練習場所が無いと裸足のまま外で練習したりしながら（足の裏はいつもマメだらけ）、高校卒業までほぼ毎日稽古していた。ほとんどやら

なくなってしまった今でも、無意識に構えの姿勢をとってみたい、話題の小説に「薙刀」の文字が出ているだけでなんだか嬉しかったり…なぎなたはすっかり私の細胞に染み込んでしまっている。

そんななぎなたの経験が、弁護士としての私を支えていることは確かである。

練習を毎日重ねている中で、ふと鏡に映った自分の動きが、前と変わって綺麗に見えていくことが嬉しく、地道な日々の積み重ねの大切さを実感していた。特に、演技競技については、歳に相応した美しさが表現されることも魅力的だった。若いうちは、練習すればするほど形は綺麗に、勢い良くなっていくが、一方で、80歳を過ぎた師範の動きなどは、無駄な力が抜けた上での力強さがあり、とても優雅に見えるのだ。どこまでも積み重ねが大切だと日々実感していた。今でも、その姿勢は大切にしている。

また、試合競技では、相手の動きを捉えながら機会を伺い、瞬時にここだと判断して打突に向かう、緊張の中での判断力も必要だった。瞬発力、判断力は、まさに仕事でも必要な力である。その他にもなぎなたから教わった事柄は数知れない。また、いつかなぎなたを…再開するかは未定である。

大学卒業後、複数の仕事で回り道し、ようやくスタートを切れてよかったと思っていたら、あっという間に過ぎてしまった1年目であった。2年目以降も、日々の積み重ねを大切にしながら仕事に励んでいきたいと思う。何年か先にふと鏡に映った自分の姿を見たとき、弁護士として、今より美しく無駄のない構えができていることを想い描きながら。

『許されざる者』

1992年／アメリカ／クリント・イーストウッド監督作品

「許されざる者」とは誰か？

会員 岡田 隆司 (47期)

小学校5年生のときだったか、クラスの女子たちは皆、ませていて、Kさんは「ミッシェル・ポルナレフが好き」と言うし（お尻を丸出しにしているポスターを見せてくれた）、Sさんは「クリント・イーストウッドがタイプ」と語って眩しそうな目をした。その時の僕にはちんぷんかんぷんだったけれど、中学生くらいの頃から独りでも映画館に行くほどになり、イーストウッドの名も覚えた。

「荒野の用心棒」や「ダーティハリー」のタフガイ役者は、その後、映画製作や演出にも活躍の場を広げ、当初こそ“評価されざる監督”であったけれども、今や“巨匠”と呼ぶに誰も異議を唱えまい。作り続けるタフネスぶりに驚嘆する（私生活も盛んらしいけど（笑））。

やはり「許されざる者（Unforgiven）」をオススメします。

イーストウッド主演、監督。アカデミー作品賞受賞（1992年）。シンプルな西部劇を期待する人は裏切られる。様々な仕掛けが複雑に内包されている。

イーストウッド演じるウィリアム・マニーはかつて強盗や殺人を繰り返す“極悪人”として名を馳せていたが、妻と出会ってから改心し、農夫になる。ところがその妻に先立たれ、仕事もうまく行かず（飼っている豚も病気）、子供を二人抱えて、「どうしよう？」って状況。そこに、スコフィールド・キッドという若者がやって来て、「一緒に賞金稼ぎをしないか？」。金が必要なマニーはこの話に乗る。

マニーは友人のネッド・ローガンを誘う（演じるのは、名優モーガン・フリーマン）。ネッドも足を洗っていて、奥さんと暮らしていたのだが、旧友のこういう誘いって断れないもんですよね。

マニーは最初、勘が戻らず、拳銃の腕もあやふや、馬に乗るのにも難儀する。「おいおい大丈夫かよ」という感じなのだが、“昔取った杵柄（きねづか）”。のみならず、それが彼の本質なのだろう、しかるべき時が来ると直ちに、腕の冴え、甦る。

結局、彼はそういう人間なのだ。農夫としては落ちこぼれだが、人殺しとして超一流。適所に在る人間には、運も味方する。「I've always been lucky when it comes to killing folks.」（俺は人を殺すとき、いつも運がいい）は、素敵な台詞。

さて、ネタバレを避けながら、本質をドカンと書くにはどうすべきか迷うところ、疑問文の形で締めくくろう、と思いつく（とはいえ、できれば、以下は映画をご覧になってからお読み下さい）。

マニーの奥さんはいったい、どんな人物だったのか？ 彼女のことを想像できるか否かで人類は二分される。

お墓に記された命日に注目。日付に作り手の真意が隠されている、と信じる（「硫黄島からの手紙」につながる）。

一人の女の顔が切られた話がいつの間にか、女の目がくりぬかれ、乳をえぐられた話に膨らむ。「イングリッシュ・ボブの伝記」は、嘘ばかり。物語を信じるな。

いったい誰が歴史を作るのか？ 勝者が創る歴史。ラスト、雨の夜の対決は、誰もが待ってた、いかした銃撃戦。殺人場面に快哉を叫ぶ僕ら。でも、カッコいい殺人なんて、本当にあるのか？ 物語を信じるな。（しかし誰かがこの世界の屋根を修繕し、雨漏りを防がなくちゃならないが。）

主人公のその後が字幕で示されるが、本当に信じてよいのか？ 物語を信じるな。



『許されざる者』
ブルーレイ ¥2,381 + 税
DVD ¥1,429 + 税
ワーナー・ブラザーズ・ホーム
エンターテインメント



弁護士のための英会話講座を 受けた理由と今後も受けた理由

会員 小寺 悠介 (66 期)



私が、英会話教室に通い始めた理由というのは、2015年7月にアメリカのボルティモアに行くことが同年4月の段階から決まっていたので、少しでも英語力を付けたいと思ったのがきっかけである。英語の勉強は毎年の年明けの目標に掲げておきながら、実行できていなかったが、今年は特に必要性に駆られていた。

英会話教室は毎週水曜日と木曜日のお昼の時間帯に開催されている。レベルは参加する人たちによって多少変わるとはいえ、英語からしばらく離れていた人でも問題なく参加することができる。このあたりは講師がうまく配慮してくれるのがありがたい。私も最初は週2回通うつもりで予約をして通っていた。しかしながら、やはり週2回のお昼に弁護士会に通うことはスケジュールを確保していながらもやむを得ない事情により週1回になってしまったり、行けない週もあった。とはいえ、2000円で軽めの昼食（サンドイッチ）が付いて、80分の英会話教室はリーズナブルであるから可能な限り通い詰めたいところである。

実際に通いながら行ったことは、教室内で講師が配ったプリントに従い、会話や単語のチェックをすることである。場合によっては、その場でノートに単語を書いて、後で見直したりもした。講師は、「まずは話すことが重要であり、恥ずかしがることはない！」と強調してくれたので、自分を含め参加したみんなはなんとか英語をひねり出していた（それでも英語を話すときにうまく話そうと緊張してしまうことに上達を阻害する原因があるのだと改めて思った次第である）。

そのような状況で行ったアメリカでの実践は散々たるものであったことを隠さずに伝えなければいけない。アメリカに行ったのは、OTACONという日本のマンガ・アニメ等のコンベンションに招待されていたからである。当日は日本語を話すことができる通訳が付いてくれたので、特段の不自由はなかったが、現地にて色々な人と話すことができなかったことは心残りである。それでも、お互いに知っている日本のマンガなどについて話すときは、文法等は気にしなくても通じるのだなと思った。この時に講師が言っていた上達のコツである、伝えたいことを恥ずかしがらずに拙くてもいいから話すことの重要を実感した。

また、去年は、外国の知人が多くできた。基本的に日本語を少なからず話すことができる人たちなので、コミュニケーションを取ることは問題ないのだが、英語が母語ではない人たちも英語が話せることが大前提である。英語や母語以外にも中国語やスペイン語を話せる人たちを目の当たりにしていると日本語しか話すことができない自分が取り残されている感覚に襲われる。

普段の生活では、英語の必要性を実感することはないが、今年は少し外を見てみると英語を話すことができることは当然となりつつある現実を目の当たりにしたので、もっと頑張らないといけなさと感じている。本原稿を執筆しているのは2015年の年末であるが、ここに2016年はこれまで以上に英会話教室に通い、自らの英語力を上げることをここに宣言しようと思う。

vol.1

棋友会から

囲碁との出会いと楽しみ

棋友会代表幹事 水津 正臣 (25 期)

昨年、東京弁護士会から囲碁（棋友会）と将棋の友好団体が公認を受けました。弁護士会が文化面でもかかわりを持つという画期的な出発となりました。LIBRAの誌面にも、これからその種の記事が多くなることを期待して、その第一歩として私のつたない文章を掲載してもらうことになりました。

全く個人的な内容なので恥ずかしいのですが、会員の皆様方の中から少しでも囲碁に興味をもってもらえればと思い、私の囲碁との出会いと楽しみを記させて頂きました。

私が石を握ったのは、小学校1、2年生時、親から離れ、祖父母に育てられていたときでした。その祖父が囲碁を嗜んでいたようで、碁石を握られ、黒石をつなげるように打っていったら、褒められたことを覚えています。褒められたので、囲碁はいいものだという記憶は残りました。

その後、石を握ったのは、司法試験を受験中に、現在一弁で活躍している米林和吉先生に教えてもらい始めてからです。最初、何目置いたか覚えていませんが、米林先生は優しくないし、負かされてばかりでしたので、打つのは好きではありませんでした。ただ、今では多分、私の方が強いのではないかと自負しています。

何より、囲碁を勉強するようになったのは、金沢で一番強いと言われた玉田先生の事務所で弁護修習をしてからです。玉田先生は、修習は起案より趣味を育てることが大切だと、毎日碁を教えて下さいました。お陰で、金沢弁護士会の碁打ちの仲間入りができて少し力が伸びました。

習い事は、始めは褒めてもらい、途中少しけなされ

て反発していくというのがいいのかなと思います。

金沢から、昭和53年東京に戻り、知り合いがほとんどいないのと、仕事も少なくなり夜が暇になったので、日本棋院の教室に通うようになりました。3段までの免状はそこでもらいました。東弁棋友会に入れていただいたのは、昭和56年頃だと記憶します。棋力をみる為にと言われ、高橋崇雄先生に打ってもらい3段か4段と言われた記憶です。

旧会館の頃は、会館に行けば誰かがいたし、新会館に移ってからも、先輩の先生が席亭のように居て下さったので、囲碁室をのぞくのが楽しみでした。しかし、熱中する時間的余裕がないので、上達はしません。でも今回、弁護士会の公認団体の代表になったので、恥ずかしい思いをしないようにと少しは時間をつくっています。

修習同期の大西幸男君と五分位になりたいと思っていますが、最近の大西君はますます強くなっていて、とても追いつけそうにありません。負ければ強くなれるとの思いで頑張っていますが、なんといっても囲碁を打っているときが一番楽しいひとときです。

棋友会では、初心者向けの囲碁教室もやっていますので、初心者の方も多くなりました。多くの会員が棋友会に入ってもらえれば楽しさも倍増するので、是非、囲碁室に足を運んで下さい。

外国法

『米国の一般否認規定の法定化とその意義に関する研究』新谷幹雄／中央大学出版部
『法廷通訳人の倫理』水野真木子／松柏社

憲法

『男女共同参画政策』内藤和美／晃洋書房
『アジアのなかのジェンダー 第2版』川島典子／ミネルヴァ書房
『新憲法四重奏』大津浩／有信堂高文社
『マイナンバー制度 改訂版』渡邊雅之／日本法令
『Q&A改正個人情報保護法』第二東京弁護士会情報公開個人情報保護委員会／新日本法規出版
『改正マイナンバー法対応のための業務フローとチェックリスト』影島広泰／商事法務
『トピックからはじめる統治制度 憲法を考える』笹田栄司／有斐閣
『安倍流改憲にNOを!』樋口陽一／岩波書店

行政法

『実務のための行政法・地方自治法・地方公務員法』宝金敏明／日本加除出版
『改正行政不服審査法と不服申立実務』日本弁護士連合会行政訴訟センター／民事法研究会
『早わかり!大災害対策・復興をめぐる法と政策』坂和章平／民事法研究会

防衛法

『安全保障関連法』読売新聞政治部／信山社
『米兵犯罪と日米密約』山本英政／明石書店

税法

『国際税務の実務ハンドブックQ&A』デロイト・トーマツ税理士法人／中央経済社
『図解国税通則法 平成27年版』黒坂昭一／大蔵財務協会
『図解国税徴収法 平成27年版』安藤裕／大蔵財務協会
『勘定科目別法人税完全チェックマニュアル』小林磨寿美／ぎょうせい
『有価証券取引』須田和彦／中央経済社
『記載例でわかる法人税申告書プロの読み方・作り方 新版』菊地康夫／清文社
『会社解散・清算手続と法人税申告実務 第2版』植木康彦／商事法務
『弁護士のための確定申告と税務 平成28年用』天賀谷茂／レクシスネクシス・ジャパン
『Q&A生命保険・損害保険の活用と税務 平成27年10月改訂』三輪厚二／清文社
『詳細相続税 4訂版』岩下忠吾／日本法令
『弁護士の業務に役立つ相続税 改訂版』遠藤常二郎／三協法規出版

地方自治法

『自治体法務の多元的統制』田中孝男／第一法規
『自治体財務の実務と理論』橋本勇／ぎょうせい

民法

『民法3 設題解説』法曹会
『日本民法学史・続編』平井一雄／信山社出版
『民事精神鑑定の本質』西山詮／新興医学出版社
『迫りつつある債権法改正』加藤雅信／信山社
『業種別ビジネス契約書作成マニュアル』田島正広／日本加除出版
『中途解除と契約の内容規制』丸山絵美子／有斐閣
『公益財団法人自動車製造物責任相談センター20年史』自動車製造物責任相談センター
『製品開発メーカーのリスクマネジメント』製品安全研究会(弁護士)／レクシスネクシス・ジャパン
『製造物責任における欠陥の主張立証の実務』伊藤崇／民事法研究会
『親族(別冊法学セミナー 240 新基本法コンメンタール)』松川正義／日本評論社
『限定相続の実務 改訂2』服部廣志／オプアワーズ
『遺言実務入門 改訂版』遠藤常二郎／三協法規出版
『要約借地借家判例154 新版』荒木新五／学陽書房
『時効取得の裁判と登記』大場浩之／民事法研究会
『涉外戸籍のための各国法律と要件 全訂新版』篠崎哲夫／日本加除出版
『マンション建替えがわかる本』日下部理絵／学芸出版社
『民事交通事故訴訟の実務』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／ぎょうせい
『自賠責保険・共済紛争処理事例集 第13巻(平成26年度)』自賠責保険共済紛争処理機構／自賠責保険・共済紛争処理機構

会社法

『事業承継に活かす持分会社・一般社団法人・信託の法務・税務』牧口晴一／中央経済社
『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則 第2版』弥永真生／商事法務
『製品事故・不祥事対応の企業法務』山崎良太／民事法研究会
『事業承継に活かす従業員持株会の法務・税務 第3版』牧口晴一／中央経済社
『コーポレートガバナンスの新しいスタンダード』森濱田松本法律事務所／日本経済新聞出版社
『開示事例から考える「コーポレートガバナンス・コード」対応』樋口達／商事法務
『コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の記載事例の分析 平成27年版』森濱田松本法律事務所／商事法務
『Q&Aコーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コード』EYジャパン／第一法規
『監査等委員会設置会社の実務 第2版』松浪信也／中央経済社
『監査等委員会設置会社移行会社の事例分析』塚本英巨／商事法務
『独立取締役の教科書』日本取締役協会／中央経済社

『組織再編 第2版』森濱田松本法律事務所／中央経済社

保険法

『生命保険事業概況 平成26年度版』生命保険協会／生命保険協会

商業登記法

『改正会社法と商業登記の最新実務論点』金子登志雄／中央経済社
『株式会社の登記全実務』田口真一郎／清文社

刑法

『刑法総論』日高義博／成文堂
『刑法総論の基礎と応用』佐久間修／成文堂
『法務総合研究所研究部報告 53 外国人犯罪に関する研究』法務総合研究所

司法制度・司法行政

『私の最高裁判所論 憲法の求める司法の役割』泉徳治／日本評論社
『法律実務家が知っておきたい作法』原秋彦／商事法務
『弁護士という生き方』丸山輝久／明石書店
『法律家のためのITマニュアル 新訂版』日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会／第一法規
『企業のための弁護士活用術』弁護士活用術研究会／日本加除出版
『友 埼玉弁護士会と仁川弁護士会交流の歩み』埼玉弁護士会／埼玉弁護士会
『執行官実務の手引 第2版』執行官実務研究会／民事法研究会

訴訟手続法

『破産管財人の財産換価』岡仲浩／商事法務
『ターンアラウンド・マネージャーの実務』フロンティアマネジメント株式会社／商事法務
『刑事訴訟法 2』法曹会
『死刑冤罪』里見繁／インパクト出版会

少年法

『法務総合研究所研究部報告 53 非行少年と保護者に関する研究』法務総合研究所

経済産業法

『EU・米・日・中・韓の事例で読み説く情報セキュリティパーフェクトガイド』石井夏生利／レクシスネクシス・ジャパン
『アプリ法務ハンドブック』小野齊大／レクシスネクシス・ジャパン
『コンテンツ・セキュリティと法』山本隆司／商事法務
『消費者取引の法務』森濱田松本法律事務所／商事法務
『独占禁止法概説 第5版』根岸哲／有斐閣
『よくわかる独禁法グローバル実務』フレッシュ・フィールズ・ブロッック・ハウス・デリンガー法律事務所／商事法務
『詳細テキスト医療放射線法令 第2版』西澤邦秀／名古屋大学出版会
『原子力商業利用の国際管理』魏栢良／関西

学院大学出版会

『島根核発電所』山本謙／三和書籍

『税務・法務を統合したM&A戦略 第2版』

森濱田松本法律事務所／中央経済社

『金融機関のための後見人の見方』後見の杜

／金融財政事情研究会

『個人情報保護法と金融機関 4訂』田島正広

／経済法令研究会

『金融機関の信用リスク・資産査定管理態勢

平成27年度版』検査マニュアル研究会／金

融財政事情研究会

知的財産法

『特許調査入門 改訂版』酒井美里／発明推

進協会

『著作権法概説 第16版』半田正夫／法学書院

『著作権法実戦問題』相山敬士／日本加除出版

農事法

『わが国の狩猟法制 修訂版』小柳泰治／青林

書院

労働法

『Q&A+書式で解説職場のトラブル防止100』

山田亨／労務行政

『海外勤務者の税務と社会保険・給与Q&A

5訂版』藤井恵／清文社

『事例で分かる外食・小売業の労務戦略』神

田孝／レクススネクシス・ジャパン

『雇用多様化時代の労務管理』布施直春／産

労総合研究所出版部経営書院

『モデル賃金・年収と昇給・賞与』労務行政

研究所／労務行政

『使用者側弁護士からみた標準中小企業のモ

デル就業規則策定マニュアル 2016年版』

寺前隆／日本法令

『図解ストレスチェック実施・活用ガイド』植

田健太／中央経済社

『ストレスチェック制度の実務対応Q&A』増

田陳彦／日本法令

『アジアの労使関係と労働法』熊谷謙一／日

本生産性本部生産性労働情報センター

児童福祉

『子ども虐待への心理臨床』海野千畝子／誠

信書房

『摂食障害とそだち』滝川一広／日本評論社

医事・薬事法

『逐条解説難病の患者に対する医療等に関する

法律』中央法規出版

『危険ドラッグの人体への影響』医歯薬出版

衛生・環境法

『B型肝炎』奥泉尚洋／岩波書店

『これからの土壌汚染対策のあり方』木暮敬二

／鹿島出版会

『廃棄物処理早わかり帖 3訂版』英保次郎／

東京法令出版

『ダイオキシンと「内・外」環境』川尻要／

九州大学出版会

社会保険法

『図解テキスト社会保険の基礎』長沼建一郎

／弘文堂

教育法

『事例から学ぶ児童・生徒への指導と援助 第

2版』杉本希映／ナカニシヤ出版

国際法

『小田滋・回想の法学研究』小田滋／東信堂

『尖閣問題の起源』Eldridge, Robert D.／名

古屋大学出版会

『国際相続の税務・手続Q&A 第2版』税理

士法人山田&パートナーズ／中央経済社

『勝者の裁きか、正義の追求か 国際刑事裁判

の使命』Schabas, William A.／岩波書店

医学書

『DSM-5 私はこう思う』医学書院

『腹腔鏡・内視鏡合同手術(LECS)の最新手技』

金原出版

『感染制御学』矢野邦夫／文光堂

『凝固と炎症』一瀬白帝／金芳堂

『肘関節手術のすべて』今谷潤也／メジカルビ

ュー社

『やさしい自律神経生理学』鈴木郁子／中外

医学社

『メディカルスタッフのためのカテーテルアプ

レーション必須知識』浅野拓／メジカルビュー社

『よくわかる精神科治療薬の考え方、使い方

3版』大森哲郎／中外医学社

『研修医に絶対必要な器具・器械がわかる本。』

野村悠／羊土社

『呼吸器診療の疑問、これでスッキリ解決!』

羽白高／羊土社

『甲状腺疾患の臨床カルクエスチョン』田上

哲也／中外医学社

『新生児医学』河井昌彦／金芳堂

『職業アレルギーと職業・環境関連免疫異常

疾患』医薬ジャーナル社

『新先天奇形症候群アトラス 改訂第2版』成

富研二／南江堂

『アンチエイジング医学の基礎と臨床 第3版』

日本抗加齢医学会／メジカルビュー社

『診療情報学 第2版』日本診療情報管理学会

／医学書院

『小児の薬の選び方・使い方 改訂4版』横田

俊平／南山堂

『ウィリアムス産科学』東京慈恵会医科大学

／南山堂

『科学的根拠に基づく乳癌診療ガイドライン

第3版 2015年版1』日本乳癌学会／金原

出版

『科学的根拠に基づく乳癌診療ガイドライン

第3版 2015年版2』日本乳癌学会／金原

出版

『外陰がん・陰がん治療ガイドライン 2015

年版』日本婦人科腫瘍学会／金原出版

『科学的根拠に基づく皮膚悪性腫瘍診療ガイド

ライン 第2版』日本皮膚科学会／金原出版

『がん薬物療法における曝露対策合同ガイド

ライン 2015年版』日本がん看護学会／金

原出版

『患者さんのための膵がん診療ガイドラインの

解説』日本膵臓学会／金原出版

『臨床・病理原発性肝癌取り扱い規約 第6版』

日本肝癌研究会／金原出版

『卵巣腫瘍・卵管癌・腹膜癌取り扱い規約 第1版』

日本産科婦人科学会／金原出版

『基本開頭術と頭蓋底開頭術』菊田健一郎／

メジカルビュー社

『細胞診ガイドライン 2015年版5』日本臨

床細胞学会／金原出版

『形成外科診療ガイドライン 頭蓋顔面疾患

(主に先天性)』日本形成外科学会／金原出版

『形成外科診療ガイドライン 頭蓋顔面疾患

(主に後天性)』日本形成外科学会／金原出版

『聴覚障害学 第2版』中村公枝／医学書院

『発達障害、児童・思春期、てんかん、睡眠障害、

認知症』原田誠一／中山書店

『今日の小児治療指針 第16版』水口雅／医

学書院

『今日の診療プレミアム 25』医学書院

『糖尿病治療薬の最前線 改訂第2版』稲垣

暢也／中山書店

『専門医がやさしく語るはじめての精神医学 改

訂第2版』渡辺雅幸／中山書店

『小児心身医学会ガイドライン集 改訂第2版』

日本小児心身医学会／南江堂

『これからの乳癌診療 2015-2016』福田護

／金原出版

『眼科診療と関連法規』大鹿哲郎／中山書店

『研修医のための輸液・水電解質・酸塩基平衡』

藤田芳郎／中外医学社

『多胎妊娠』村越毅／メジカルビュー社

『臨床医のための静脈血栓塞栓症(深部静脈

血栓症・急性肺塞栓症)診断・治療マニュアル』

福田幾夫／医薬ジャーナル社

『末梢神経障害による痛みの病態とその治療』

真興交易医書出版部

『NASH・NAFLDの診療ガイド 2015』日本

肝臓学会／文光堂

『熱中症の現状と予防』澤田晋一／杏林書院

『肝癌診療マニュアル 第3版』日本肝臓学会

／医学書院

『医療現場における職業感染予防と曝露後の

対処』木村哲／医薬ジャーナル社

『認知症の脳画像診断』西村恒彦／メジカル

ビュー社

『新臨床腫瘍学 改訂第4版』日本臨床腫瘍

学会／南江堂

『Autopsy imaging ガイドライン 第3版』

今井裕／ベクトル・コア

『小児脳神経外科学 改訂2版』山崎麻美／

金芳堂

『口腔咽喉の臨床 第3版』吉原俊雄／医学書院

『医療従事者のための同意能力評価の進め方・

考え方』Kim, Scott Y. H.／新興医学出版社

『結核』克誠堂出版

『てんかん』東京医学社

『睡眠時無呼吸症候群(SAS)』医学書院

『体外受精治療の行方』医学書院

消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明

地方創生が重要政策として位置づけられ、政府は、「まち・ひと・しごと創生本部」を内閣に設置しているが、その中の「政府関係機関移転に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、政府関係機関の地方移転の検討が行われている。そして、現在、徳島県からの提案を受けて、消費者庁および国民生活センターの同県への移転が具体的に審議されている。

しかし、消費者庁および国民生活センターが果たす機能からして、両機関の地方移転について、当会はこれに強く反対する。

政府関係機関移転の取組は、「東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における『しごと』と『ひと』の好循環を促進することを目的とする」ものであるが、有識者会議は移転の提案として受け付けられないものとして、官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関や中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関に係る提案、移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案を挙げている。このような提案による移転は、地方創生を促すどころか、その機関本来の機能を失わせてしまい、国全体としての大きな損失となるからである。そして、消費者庁および国民生活センターの地方移転は、まさにそのような受け入れられない提案の典型である。

消費者庁は、2007（平成19）年に発覚した食品偽装問題や2008（平成20）年1月に発覚した中国産冷凍餃子への毒物混入事件など重大な消費者問題の発生をきっかけに、消費者問題への対応強化の必要性が認識され、同年6月27日の閣議決定「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」を経て、2009（平成21）年9月に発足した。同基本計画は、従来の消費者行政が産業振興から派生した縦割りであったことを問題視し、消費者行政を一元化する新組織の創設を掲げ、新組織が消費者・生活者が主役となる社会への転換の起点となり、消費者行政の司令塔的役割を果たすべきことを宣言した。

この基本計画を受けて発足した新組織たる消費者庁は、まさに消費者行政の一元化を遂行する任務を負うこととなった。具体的には、消費者問題は国民生活のありとあらゆる場面に存在し、各問題に関わる多数の省庁と密接な連携を図って業務を遂行することが必要である。また、消費者行政の総合調整権限として閣議決定たる消費者基本計画を実行するため、司令塔的立場から官邸、関係省庁や国会との直接協議を行い、消費者関連法の立法や改正についても各省庁との調整・協議が必要である。更に、消費者安全に関する重大事故発生という緊急時には官邸と一体となった緊急対応が課せられ、実際、冷凍食品の農薬混入事件で迅速な対応がなされている。

このように消費者庁は、その果たすべき消費者行政一元化という目的からして、そもそも各省庁から離れた地方への移転ということになれば日常業務が機能不全に陥り、日本の消費者行政が大きく後退し、国民の権利、生活の安全が脅かされることはもちろん、緊急事態においては消費者の生命身体に危険を及ぼすような事態を招きかねないことが明らかである。

また、国民生活センターは、消費者基本法第25条に定められた消費者行政の中核の実施機関であり、消費者庁と連携して諸問題を検討して関連省庁に意見を述べたり、地方消費者行政を支援し、消費者・事業者・地方自治体・各省庁に情報提供を行う機関であって、同センターもまた十分な機能を果たすために各省庁に近接する位置で密接に連携しなければ立ち行かないのである。

以上からすれば、消費者庁および国民生活センターともに上記有識者会議が示す移転の提案を受け付けられない機関に該当することは明らかであり、消費者庁移転が認められるということはあってはならない。

2015年12月15日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

夫婦同氏強制及び再婚禁止期間等に関し、最高裁判決を受けて民法の差別的規定の早期改正を求める会長声明

昨日（12月16日）、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏を強制する民法750条について「家族の呼称を一つに定めることには合理性がある」として憲法13条・14条・24条のいずれにも違反しないと判断した。

一方、女性の再婚禁止期間を定める民法733条については「100日超過部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すもの」としたうえで、憲法14条1項・24条2項に違反するとしたものの、この違憲規定を放置してきた国会の立法不作為については「婚姻及び家族に関する事項については、その具体的な制度の構築が第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねられる」とし、違法とまではいえないとした。

当会はこれまで両規定について人権侵害ないし不合理な差別であることを指摘し、速やかに民法改正を求める声明を出してきた（2010年3月4日「民法（家族法部分）の早期改正を求め

る会長声明」、2013年9月5日「民法（家族法）の改正を求める会長声明」、2015年3月2日「夫婦同氏強制及び再婚禁止期間等の民法の差別的規定の早期改正を求める会長声明」など）。

このたびの最高裁判決が民法733条の違憲性を明らかにしたことは当会の主張と合致するものとして高く評価できる。しかし、そうでありながら、この違憲の法律を改正しなかった国会の責任を不問としたことは、判断を誤ったものであり不当である。

また同じ日の最高裁判決で、夫婦同氏強制を定める民法750条について合憲としたことは、極めて不当であり、国内のみならず世界的にも驚愕と批判にさらされることになる。当会で繰り返し指摘してきたとおり、民法750条が夫婦に同氏を強制する結果、96.1%の夫婦において妻が改氏するという異常な実質的不平等が生じている上（2014年厚生労働省人口動態統計）、改氏を余儀なくされることにより生じる不利益は甚大である。

氏名は個人として尊重される基礎であり、人格の象徴として人格権の一部分を構成するものであるから（最高裁昭和63年2月16日判決）、自己の生来の氏が婚姻後使用できなくなることは、明らかな人権侵害である。これは人権侵害の問題なのであって、決して大法廷の多数意見のように、氏の変更に伴う「不利益」について「氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るもの」として済ますことのできる問題ではない。

1996年に法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」において、男女ともに婚姻年齢を満18歳とすること、選択的夫婦別氏制度を採用し、再婚禁止期間については見直すことなどを内容とする民法改正案を答申してから19年が経過した。また、これら各規定については、女性差別撤廃委員会等からも繰り返し法改正をすべきとの勧告を受けてきた。同委員会は、2009年、2011年及び2013年には、女性のみに課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする法改正のために早急な対策を講じるように要請するに至っている。

判決では民法750条について、多数意見では合憲と判断されたが、15名の裁判官のうち5名（女性裁判官3名すべてが含まれる）はその意見において「憲法24条に違反する」と明言した。いずれも、問題となっているのは夫婦同氏の合理性ではなく、

それに例外が許されないことの合理性であるとの確に指摘した。岡部喜代子裁判官は違憲の理由として女性の社会的・経済的・家庭生活における立場の弱さに言及し、「夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用している」とし、その点に配慮しないまま夫婦同氏に例外を設けないことは、「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とは言えない」と多数意見を厳しく批判し、国に対して法改正を求めるものであった。また、山浦善樹裁判官は前述の法制審議会答申以降の相当期間を経過しても国会が改廃等の立法措置を怠っていたものとして、国家賠償法上も違法であると踏み込んだ意見を述べている。

多数意見も民法750条は合憲としながらも選択的夫婦別氏制度を採用するか否かを含め「国会で論ぜられ、判断されるべき事項にほかならない」として、国会にボールを投げた格好となった。

当会は、国に対し、両規定を含む民法の家族法の差別的な各規定とそれに関連する法令を速やかに改正するよう、重ねて強く求めるものである。

2015年12月17日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

死刑執行に抗議する会長声明

去る12月18日、東京拘置所及び仙台拘置所で各1名ずつ死刑が執行された。岩城光英法務大臣が就任してから初の死刑執行であり、第2次安倍内閣以降は今年6月以来8回目で、合わせて14人になる。

東京で執行されたのは、川崎アパート3人殺害事件といわれる事件で、2009年5月に発生した事件であり、検察が起訴前に精神鑑定を実施した事件である。裁判員裁判の対象事件となり、2010年公判前手続を経て2011年6月に死刑判決を受け、弁護団は控訴を行ったが、被告人自身が控訴を取り下げて死刑判決が確定した事件である。裁判員裁判で死刑判決を受け、死刑が執行されたのは初めてのことである。

仙台で執行されたのは、2006年7月に発生した事件であり、裁判の途中から被告人は無罪を主張していた事件である。

いずれの事件も、死刑を執行して問題がないのか、慎重の上にも慎重に判断されなければならない事件である。

死刑は、かけがえのない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆的な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪い去るという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、140か国以上の国が既に死刑を廃止又は停止している。死刑を存置している国は58か国あるものの、2014年に実際に死刑を執行した国はさらに少なく、日本を含め22か国であった。いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国（34か国）の中で死刑制度を存置している国は、日本・韓国・米国の3か国のみであるが、韓国は17年以上にわたって死刑の執行を停止、米国の19州は死刑を廃止しており、さらに、昨年、今年とワシントン州、ペンシルベニア州の各知事が死刑執行の停止を表明してい

る。もはや、この3か国で死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。

さらに、記憶に新しいところでは、2014年3月、静岡地方裁判所は袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。現在、東京高等裁判所において即時抗告審が行われているが、もし死刑が執行されていたならば、まさに取り返しのつかない事態となっていた。これらは、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示すものである。世論においても、かつてないほど死刑の存廃についての関心が高まっている。

こうした状況を受け、国際人権（自由権）規約委員会は、2014年、日本政府に対し、死刑の廃止について十分に考慮すること等を勧告している。

さらに、日本では殺人事件、強盗殺人事件等重大事件が顕著に減少しており（年間1000件位）、先進国の中でも最も安全な国の一つになっている。

この度の死刑執行が、かかる世論や世界及び日本の情勢を踏まえて熟考の上、なされたものであったのか、あらためて問われなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議し、あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

2015年12月21日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

司法修習生に対する給付型の経済的支援を求める会長声明

司法修習生への給付型の経済的支援（修習手当の創設）については、この間、日本弁護士連合会・各弁護士会に対して、与野党を問わず、多くの国会議員から賛同のメッセージが寄せられているが、先日、同賛同メッセージの総数が、衆参両院の合計議員数717名の過半数である359名を超えた。

まずはメッセージをお寄せいただいた国会議員の皆様に対し感謝の意と敬意を表するものである。

司法制度は、社会に法の支配を行き渡らせ、市民の権利を実現するための社会的インフラである。司法修習は、裁判官、検察官及び弁護士という法曹が公共的に重要な役割を担うことから、国が司法試験合格者に対し、統一した専門的な実務研修を命ずるものであり、司法修習生は、法曹としての実務に必要な能力を習得し、高い識見・倫理観や円満な常識を養うため、修習に専念すべき義務を負っている。つまり、司法修習は、三権の一翼を担う司法における人材養成の根幹をなす制度であり、かかる制度は本来公費をもって行うことが国の責務である。

このような司法修習の重要性に鑑み、我が国では、終戦直後から司法修習生に対し給与が支払われてきた（給費制）。しかし、2011年11月から、給費制は廃止され、修習期間中に費用が必要な修習生に対しては、修習資金を貸与する制度（貸与制）に変更された。司法試験合格者は、大学や法科大学院における奨学金の債務を負っている者も多く、その合計額が1000万円を超える者も少なくない。そのような合格者にとって、法曹養成課程の最後の段階である司法修習においてさらに約300万円の貸与を受けることは、経済的のみならず精神的にも大きな負担となる。実際に、このような経済的負担を考え、司法修習を断念した者も出てきている。

法曹を目指す者は、年々減少の一途をたどっているが、こうした重い経済的負担が法曹志望者の激減の一因となっている

ことは明らかである。

こうした事態を重く受け止め、法曹に広く有為の人材を募り、法曹志望者が経済的理由によって法曹への道を断念する事態が生ずることのないよう、また、司法修習生が安心して修習に専念できる環境を整えるため、法科大学院改革等の諸課題に先立ち、司法修習生に対する給付型の経済的支援（修習手当の創設）が早急に実施されるべきである。

2015年6月30日、政府の法曹養成制度改革推進会議が決定した「法曹養成制度改革の更なる推進について」において、「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」との一節が盛り込まれた。

これは、司法修習生に対する経済的支援の実現に向けた大きな一歩と評価することができる。法務省、最高裁判所等の関係各機関は、有為の人材が安心して法曹を目指せるような希望の持てる制度とするという観点から、司法修習生に対する経済的支援の実現について、直ちに前向きかつ具体的な検討を開始すべきである。

当会は、司法修習生への給付型の経済的支援（修習手当の創設）に対し、国会議員の過半数が賛同のメッセージを寄せていること、及び、政府においても上記のような決定がなされたことを踏まえて、国会に対して、給付型の経済的支援（修習手当の創設）を内容とする裁判所法の改正を求めるものである。

2016年1月20日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭